

徳島県立農林水産総合技術支援センター  
整備運営事業

事業契約書（案）

- 1 事業名 徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業
- 2 事業場所 徳島県名西郡石井町石井字石井1660番5他
- 3 事業期間 自 徳島県議会の議決のあった日  
至 平成45年3月31日
- 4 契約金額 金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税含む）に本契約条項別紙7を元に算定した増減額を加算した額

内訳 (1) 施設整備に関する対価

〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税含む）に本契約条項別紙7を基に算定した増減額を加算した額

(2) 維持管理・運営に関する対価

〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税含む）に本契約別紙7を基に算定した増減額を加算した額

- 5 契約保証金 本契約条項第59条に定めるとおり

上記の事業について、徳島県と〇〇〇は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定による徳島県議会の議決を経たときに、本契約となるものとする。

本契約の締結日は、徳島県議会における本契約議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

この契約締結の証として本書を2通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

県 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業者 住所  
名称  
代表者 印

# 目 次

第1章 総 則 .....	1
(目的) .....	1
(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重) .....	1
(事業日程) .....	1
(事業概要) .....	1
(事業計画書) .....	1
(事業者の資金調達) .....	2
(本件事業用地の使用) .....	2
(許認可, 届出等) .....	2
(第三者の使用) .....	2
第2章 本施設の整備 .....	3
第1節 設計 .....	3
(整備にかかる各種調査) .....	3
(設計責任者の設置及び設計計画書の提出) .....	3
(本施設の設計) .....	4
(設計の完了) .....	4
(設計の変更) .....	4
(設計図書及び完成図書等の著作権) .....	5
第2節 本施設の建設 .....	6
(本施設の建設) .....	6
(解体施設の解体・撤去) .....	6
(着工時の現況調査) .....	6
(解体施設の瑕疵) .....	6
(工事記録の備置) .....	6
(工事監理者) .....	6
(本件各工事に伴う近隣対応・対策) .....	7
(工事の中止) .....	8
(本件各工事期間の変更) .....	8
(本件各工事期間の変更と維持管理期間の関係) .....	8
(本件各工事期間の延長等による費用等の負担) .....	8
(備品の調達設置) .....	9
(引越品の移転設置) .....	10
第3節 損害の発生等 .....	11
(施設整備期間中に第三者に及ぼした損害) .....	11
(不可抗力による本施設等に生じた損害等) .....	11
第3章 本施設の完成及び引渡 .....	11

第1節 本施設の完成	11
(事業者による竣工検査等)	11
(県による本施設の完成確認)	11
(県による完成確認通知書の交付)	12
第2節 本施設の県への引渡し・所有権移転	12
(事業者による県への引渡し・所有権移転)	12
(瑕疵担保)	13
第4章 維持管理業務，運営業務及び付帯事業	13
第1節 共通事項	13
(統括責任者及び業務責任者)	13
(業務仕様書)	13
(業務計画書)	14
(業務報告書)	14
(県との調整)	14
(維持管理業務，運営業務又は付帯事業開始の遅延)	15
(緊急時の対応)	15
(開設準備)	15
(従事職員名簿の提出等)	15
(施設の使用)	16
第2節 維持管理，運営及び付帯事業	16
(維持管理及び運営)	16
(維持管理及び運営に伴う近隣対応・対策)	16
(建物保守管理業務)	17
(建築設備保守管理業務)	17
(外構維持管理業務)	17
(清掃業務，警備業務)	17
(運営業務)	17
(修繕)	17
第3節 第三者に損害を及ぼした場合の措置	17
(第三者に損害を及ぼした場合の措置)	17
第4節 付帯事業	18
(付帯事業)	18
(県への報告義務)	18
(契約期間終了後の付帯事業の取扱い)	18
第5章 履行保証	19
(本件事業に関する履行保証)	19
第6章 事業者の収入	20
第1節 サービス対価の支払い手続	20
(支払い対象となるサービス)	20

(サービス対価の支払い) .....	20
(既払いサービス対価の返還) .....	20
第2節 モニタリング .....	20
(モニタリングの実施) .....	20
第7章 契約期間及び契約の終了 .....	21
(契約期間) .....	21
(本件事業の終了手続き) .....	21
(施設の状態の検査) .....	22
(物件の処置) .....	22
(事業者の債務不履行の場合の損害賠償) .....	22
(事業者の債務不履行等による契約の解除) .....	22
(本件各施設所有権移転前の解除の効力等) .....	23
(所有権移転以後の解除の効力等) .....	24
(県の債務不履行) .....	25
(県による任意の解除) .....	25
(第三者に帰責事由がある場合) .....	25
(契約が解除された場合の県の債務の支払い条件) .....	26
第8章 法令変更 .....	26
(通知の付与) .....	26
(協議及び追加費用・損害の負担) .....	26
(法令変更による契約の終了) .....	26
第9章 不可抗力 .....	27
(不可抗力への対応) .....	27
(通知の付与) .....	27
(協議及び追加費用の負担) .....	27
(不可抗力による契約の終了) .....	28
第10章 その他 .....	28
(協議) .....	28
(県による債務の履行) .....	28
(契約上の地位の譲渡) .....	28
(財務書類の提出) .....	29
(秘密保持) .....	29
(個人情報の保護) .....	29
(情報公開) .....	30
(知的所有権) .....	30
(著作権等の侵害の防止) .....	30
(資料等の取扱い) .....	30
(出資者による保証) .....	31
(事業者の解散) .....	31

(株式の発行及び処分等) .....	31
(付保すべき保険) .....	31
(融資者との協議) .....	31
第11章 雑 則.....	31
(請求, 通知等の様式その他) .....	31
(法令遵守等) .....	32
(準拠法) .....	32
(管轄裁判所) .....	32
(定めのない事項) .....	32

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本契約は、県及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有する。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本件事業が、徳島県民に対し、本施設等における、より一層の質の高い公共サービスを提供するために行う事業であって、高度の公共性を有すること、及び県が本施設等の管理者の立場にあることを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重しなければならない。

2 県及び事業者は、本件事業が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

(事業日程)

第3条 本件事業は、別紙2に示す本件日程表に従って実施される。

(事業概要)

第4条 本件事業は、別紙3に示す施設整備業務、維持管理業務、運営業務、付帯事業並びにこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成される。

2 事業者は、本件事業を本契約、入札説明書等及び事業者提案に従って遂行しなければならない。

3 前項において、本契約と入札説明書等及び事業者提案との間に矛盾、齟齬がある場合には、本契約、入札説明書等、事業者提案の順にその解釈が優先する。ただし、事業者提案において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、事業者提案が入札説明書等の規定に優先する。

4 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、又は入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、県及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(事業計画書)

第5条 事業者は、本契約締結後、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従って、施設整備業務、施設維持管理業務、運営業務、付帯事業の実施体制、実施スケジュール、各業務のモニタリング方法等を記載した事業計画書を作成し、本契約締結後速やかに、県に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書について、県は事業者に対し、必要に応じて説明を求めること。又、本契約、入札説明書等又は事業者提案に矛盾する場合は書面により是正を求めることができ、事業者はこれに応じなければならない。

3 事業者は、第1項に定める事業計画書、本契約、入札説明書等又は事業者提案に従って事業

者が作成する施工計画書、業務計画書に従って、本件事業を遂行しなければならない。

4 第1項で提出された事業計画書は、本契約に別段の定めがない限り、県又は事業者が請求した場合において、県と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(善良なる管理者の注意義務)

第6条 事業者は、本件事業の実施につき、善良な管理者の注意義務をもって遂行しなければならない。

(事業者の資金調達)

第7条 本件事業の実施に関する一切の費用は、本契約で別段の定めがある場合を除きすべて事業者が負担する。また、本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

(本件事業用地の使用)

第8条 施設整備業務は、本件事業用地及び解体敷地において行う。施設整備期間中の本件事業用地の管理、事業敷地外解体業務期間中の解体敷地の管理は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。事業者は、本件事業用地及び解体敷地を、本契約上の義務を履行するために必要な範囲において、本契約の期間中に限り、無償で使用することができるものとする。県は事業者が当該土地を当該範囲において無償で使用できるよう必要な措置をとるものとする。

(許認可、届出等)

第9条 本契約上の義務を遂行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任と費用において提出しなければならない。ただし、県が取得・管理すべき許認可及び県が提出すべき届出はこの限りでない。

2 事業者は、前項の許認可、届出等の申請に際しては、県に書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 県は、事業者から要請がある場合は、事業者による許認可の取得・維持及び届出に必要な資料の提供その他の協力をする。

4 事業者は、県から要請がある場合は、県による許認可の取得・維持及び届出に必要な資料の提供その他の協力をする。

5 事業者は、許認可の取得又は提出すべき届出の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、県が取得・維持すべき許認可又は県が提出すべき届出の遅延により増加費用又は損害が生じた場合については、県が当該増加費用又は当該損害を合理的な範囲で負担する。

6 許認可取得又は提出すべき届出の遅延によって、本件各工事期間の変更を要する場合には、第25条から第27条までの定めに従う。

(第三者の使用)

第10条 事業者は、本件事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。

2 事業者は、本件事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者との契約締結予定日の21日前までに、県に対して、当該第三者との間で取り交わしを予定している業務委託契約書案その他の文書の写し全てを提出して、県の承諾を得なければならない。県は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日から14日以内に承諾を与えない。

なければならない。

- 3 事業者は、前2項にしたがって本件事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、第5条に定める事業計画書にその旨を明記するとともに、県に対して、当該第三者との間の当該委託又は請負契約についての業務委託又は請負契約書その他の取り交わした文書の写し全て及び本件各工事の場合には施工体制台帳を提出しなくてはならない。
- 4 事業者は、第1項及び第2項で県の承諾を得た第三者を変更する場合には、委託又は請負に係る契約締結予定日の21日前までに県に対して当該第三者との間で取り交わしを予定している業務委託契約書案その他の文書の写し全てを提出して、県の承諾を得なくてはならない。県は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日から14日以内に承諾を与えなければならない。
- 5 第1項及び第2項で県の承諾を得た第三者が、さらにその一部を第三者に再委託し又は再度請け負わせる場合、事前にかかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した書面を県に提出し、県の承諾を得なければならない。県は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日から14日以内に承諾を与えなければならない。それ以降の再々委託、再々請負等についても同様とする。
- 6 事業者が本件事業の全部又は一部を第三者に対して委託し又は請け負わせる場合（再委託、再請負等を含む。）には、当該第三者の業務はすべて事業者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

## 第2章 本施設の整備

### 第1節 設計

（整備にかかる各種調査）

- 第11条 県は、県が実施し、かつ入札説明書公表時にその結果を公表した測量結果及び地質調査結果その他の公表事実の不備や誤りがあった場合で、事業者が社会通念上求められる注意を尽くしても事業者提案を県に提出する時点において当該不備や誤りを認識することができず、かつ当該不備や誤りにより事業者提案で想定していない増加費用又は損害の発生が合理的な回避努力を尽くしても通常避けられないと認められる場合は、これに起因して事業者に生じる増加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。
- 2 事業者は、施設整備業務のために要する測量又は地質調査その他の調査を自らの責任と費用により行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の調査の不備や誤り、及び調査を行わなかったことに起因して県又は事業者が生じる増加費用及び損害を自ら負担する。
- 4 本施設の整備にかかる各種調査に起因し、本件各工事期間の変更を要する場合には、第25条から第27条までの定めに従う。
- 5 事業者は、第2項に基づいて調査を実施する場合には、県に事前に通知し、その結果について県に報告しなければならない。  
（設計責任者の設置及び設計計画書の提出）

第12条 事業者は、別紙3記載の設計業務を開始するにあたり、設計業務の責任者を設置し、設計業務に関する組織体制を整備した上、速やかに責任者及び組織体制を県に通知する。

2 事業者は、本契約締結後速やかに本契約、入札説明書等及び事業者提案に基づき、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、県に提出して県の承諾を得なければならない。

3 設計計画書の確認方法等については、第5条の定めに従うものとする。

(本施設の設計)

第13条 事業者は、前条第2項の県の承諾が得られた後速やかに、日本国の法令を遵守の上、本契約、入札説明書等及び事業者提案に基づき、県及び本施設関係者と協議の上、基本設計及び実施設計を開始する。

2 事業者は、本施設の設計に関する一切の責任を負担する。

3 事業者は、県に対して、2週に1回本施設の設計の進捗状況につき報告しなければならない。県は、必要と認めた場合、本施設の設計の進捗状況に関して適宜事業者に対して報告を求めることができる。

(設計の完了)

第14条 第一期施設の基本設計又は実施設計を完了した場合には、事業者は、速やかに別紙4又は別紙5に記載する図書を県に対して提出しなければならない。県は、事業者から設計図書の提出を受けた後、14日以内に設計の妥当性について確認を行い、その結果を事業者に通知する。なお、事業者は、県からの通知により基本設計及び実施設計の確認を受けるまでは、次の工程に進むことはできない。設計図書と本契約、入札説明書等又は事業者提案との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、県は、設計図書の提出を受けた後14日以内に当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知し、相当の期間を定めて是正を要求することができる。なお、第二期施設の設計の基本設計又は実施設計についても同様とする。

2 事業者が前項の規定による通知を受領した場合には、事業者は、速やかに当該不一致の是正をし、県の確認を得なければならない。なお県の確認の方法については、前項に従う。なお、当該是正は、事業者の責任及び費用をもって行われるものとし、また、これにより第一期施設引渡し日、第二期施設引渡し日が変更となった場合、事業者の責めに帰すべき事由として第25条から第27条までの規定に従う。

3 事業者は、設計図書提出後14日以内に県から何らの通知もない場合は、第1項の確認の通知がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。

4 県は、第1項に規定する図書を受領したこと、事業者に対して第1項又は第2項に規定する通知を行ったこと、又は第3項の規定に基づき確認の通知が行われたとみなされたこと、設計に関する打ち合わせを行ったこと等を理由として、本施設の設計及び建設について何らの責任も負担しない。

(設計の変更)

第15条 県は、本件各工事開始前及び工事期間中において必要があると認める場合は、事業者に対して、事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、本施設の設計図書の変更を求めることができる。

2 事業者は、県から前項の変更を求められた場合、当該変更の可否及び事業者の本件事業の実

施に与える影響を検討し、県に対して前項の通知受領後14日以内にその結果を通知しなければならない。県は、かかる事業者の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。

- 3 前2項により事業者が県からの求めに応じて設計変更を行う場合において、当該変更により事業者追加費用（設計費用、工事費及び金融費用を含むがそれに限らない。以下同じ。）若しくは損害が発生した場合又は設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合は、県は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担し、事業者と協議の上、合理的な期間、引渡予定日を延期する。ただし、設計図書が本契約、入札説明書等及び事業者提案と不一致があるために県が第1項の変更を求めた場合には、事業者が当該追加費用及び損害を負担する。また、法令の変更又は不可抗力により設計の変更が必要となった場合には、当該追加費用及び損害の負担は第8章又は第9章に従う。
- 4 事業者は、前3項に基づかない本施設の設計変更を行おうとするときは、事前に県の書面による承諾を得なければならない。
- 5 事業者が前項による県の事前の承諾を得て本施設の設計変更を行う場合において、当該変更により県又は事業者追加費用が発生した場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該費用又は損害を負担する。
- 6 前5項に基づき事業者が設計変更を行う場合において、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の各業務にかかる費用が減少するときは、県は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

（設計図書及び完成図書等の著作権）

- 第16条 県は、設計図書及び完成図書その他本契約に関して本契約、入札説明書等又は事業者提案に基づき作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）並びに本施設について、県の裁量により無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変、及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。
- 2 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
    - (1) 設計図書等にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
    - (2) 設計図書等又は本施設の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りではない）。
    - (3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変、及び翻案をすること。
    - (4) 本施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。その他事業者又は著作権者を特定できる表示をすること。
  - 3 事業者は、設計図書等が第三者の著作権その他の権利を侵害するものでないことを県に対して表明し保証する。事業者は、県による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。
  - 4 事業者は、設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

## 第2節 本施設の建設

### (本施設の建設)

第17条 事業者は、本契約、入札説明書等、事業者提案、事業計画書、施工計画書、本件日程表、工程表及び設計図書等に従い、本施設の建設を行う。

2 事業者は、設計図書が県によって確認された後、速やかに施工計画書（解体含む）を作成して県に提出し、その確認を受けなければならない。施工計画書の確認方法等については、第5条の定めに準じるものとする。

3 仮設、施工方法その他本施設を完成するために必要な一切の手段については、本契約、入札説明書等及び事業者提案に反しない限りにおいて事業者が自己の責任において定め、建築にあたって必要な関係諸官庁との協議は事業者が責任をもって行う。

4 県が別途発注する第三者の行う備品の搬入作業等と、事業者の施設整備業務とが密接に関連する場合には、県及び事業者は、それぞれの作業につき協議する。

### (解体施設の解体・撤去)

第18条 事業者は、解体施設を解体の上、撤去するものとする。ただし、事業者は、第一期施設を引渡し、農業研究所本館から第一期施設への引越しがすべて終了したことについて、県の確認を受けるまでは、農業研究所本館の解体・撤去の作業に着手することはできない。

### (着工時の現況調査)

第19条 事業者は前条の規定に従い、敷地内解体施設を解体・撤去し、第二期施設の建設工事に着手できるようになった時点で、完了報告書を県に提出するものとする。

### (解体施設の瑕疵)

第20条 解体施設に、県が事業者に開示した解体施設に関する資料（以下、本条において「開示資料」という。）においては判明していなかったアスベストが存在することが判明した場合には、事業者は直ちに県に報告するとともに、その除去処分方法について予め県に提案し確認を得るものとする。県は、県の確認した方法による当該アスベストの除去処分に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

2 前項所定の物質以外で解体施設に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや解体施設の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により解体施設解体・撤去工事に支障を来す状態にあることが判明した場合についても、前項と同様とする。当該事由が開示資料の内容からは予測することができず、かつ、程度において開示資料の内容と著しく乖離している場合で、予め県の確認を得た方法に従った措置がなされた限り、県は、当該措置に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

### (工事記録の備置)

第21条 事業者は、本件各工事期間中、工事現場に常に工事記録を備置しておかなければならない。

### (工事監理者)

第22条 事業者は、本件各工事に着手する前に、自らの責任と費用において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項に規定する工事監理者を置き、直ちに県に対してその事実、工事監理者の氏名及び連絡先を通知する。

2 事業者及び工事監理者は、県に対して、毎月1回工事の進捗状況及び工事監理状況等について報告しなければならない。県は、事業者及び工事監理者に対し、適宜工事の進捗状況及び工事監理状況等について事前説明及び事後報告を求めることができる。

3 事業者は、工事監理者の報告に基づき、県に対して本施設の完成確認報告を行う。

4 県は、本件各工事期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件各工事に立会うことができる。また、県は、事業者が行う工程会議に立会うことができ、事業者はこれに協力しなければならない。

5 前3項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、本施設の整備状況が本契約、入札説明書等、事業者提案又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。この場合の追加費用は全て事業者が負担する。

6 事業者は、本件各工事期間中において事業者が行う、工事監理者が定める本施設の検査又は試験について、検査又は試験を行う事実、日時及び内容につき、事前に県に対して通知し、県の確認を得ることとする。県は、当該検査又は試験に立会うことができる。

7 県の事業者に対する説明の要求又は県の本件各工事への立会いを理由として、県は、施設整備業務について何らの責任も負担しない。

（本件各工事に伴う近隣対応・対策）

第23条 事業者は、本件各工事に伴う近隣対応・対策として自らの責任と費用において、次の各業務を行う。

（1）近隣住民に対する本件各工事にかかる施工計画の説明（以下「工事着工前近隣説明」という。）。当該説明は基本設計終了後、本件各工事の開始までの間に行うものとする。

（2）本件各工事に伴い要する近隣住民との折衝

（3）第1号の工事着工前近隣説明時に住民より提示のあった要望及び騒音、悪臭、建設作業に伴う電波障害及び振動、粉塵発生、交通渋滞その他本施設の建設が近隣住民の生活環境に与える影響の調査検討

（4）前号の調査検討を踏まえた合理的に要求される範囲の近隣対応・対策の実施（本件施設の設置自体に伴う電波障害対策の実施を含む）

2 県は、事業者が行う前項の各近隣対応・対策業務の実施に必要な協力を行う。

3 第1項の近隣対応・対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

4 本施設を設置すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は県の責任と費用で行い、事業者は県の対応のために必要な協力を行う。

5 近隣住民に対し、本件各工事に伴って通常避けることができない理由により損害が発生した場合、かかる損害の最終的な負担は次のとおりとする。本件各工事に伴って、発生した近隣住民の損害（電波障害に関する損害を含む）については、事業者が負担する。ただし、県の責めに帰すべき事由により発生した損害については、県が負担するものとする。なお、当該損害に

ついて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合は、当該受領額は県が負担すべき額から控除し、事業者が第三者に当該受領額に相当する損害額の賠償を行う。

- 6 前5項記載の近隣住民との折衝又は対応に起因して本件各工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者は協議の上、本件各引渡予定日を合理的な期間延期することができる。かかる延期に伴う増加費用、損害の負担については、第27条の定めに従う。

(工事の中止)

第24条 県は、本件各工事を中止させる必要があると合理的に認める場合（不可抗力によって工事目的物等に損害を生じ又は工事現場の状態が変動したため事業者が工事を施工できないと認められる場合及び天候等による場合も含むが、これに限らない。）、その理由を事業者に通知した上で、本件各工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができ、事業者はこれに従わなければならない。

- 2 県は、前項により本件各工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要があると認める場合は、本件各工事期間を変更することができる。

- 3 第1項により本件各工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において県又は事業者に生じた追加費用又は被った損害の負担については、第27条の定めに従う。

(本件各工事期間の変更)

第25条 本件各工事期間の変更の必要性が生じた場合は、各当事者は相手方に対して工事期間の変更について協議を求めることができる。

- 2 前項において、県と事業者の間において協議が整わない場合、県が前項の協議の結果を踏まえて合理的な工事期間を定め、事業者はこれに従わなければならない。

(本件各工事期間の変更と維持管理期間の関係)

第26条 前2条によって第一期施設整備期間が延長された場合、これに伴って本件日程表記載の各日程も同期間分延長される。維持管理運営期間の終期については、県と事業者は協議により定める。

- 2 前項において、県と事業者の間において協議が整わない場合、県が前項の協議の結果を踏まえて合理的な維持管理期間の終期を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

- 3 前2項によって維持管理運営業務の期間が短縮され、予定された業務の一部が履行されないこととなった場合、県は当該業務に対応するサービス対価の支払い義務を免れる。この場合、当該業務が行われないこと又はサービス対価が支払われないことに伴って県又は事業者が被る損害の負担については、次条の定めに従う。

(本件各工事期間の延長等による費用等の負担)

第27条 県の責めに帰すべき事由により次の各号のいずれかに該当する場合、県は、当該事由に起因して県又は事業者が負担した合理的な追加費用及び県又は事業者が被った損害を負担する。

- (1) 本件各工事が一時中止となった場合
- (2) 本件各工事期間が延長された場合
- (3) 維持管理運営業務が短縮された場合

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により前項各号のいずれかに該当する場合、事業者は、当該事由に起因して県又は事業者が負担した合理的な追加費用及び県又は事業者が被った損害を負担

する。

- 3 前項の場合で、本件各施設の引渡又は所有権移転が本件日程表記載の本件各施設引渡・所有権移転期限よりも遅延した場合には、事業者は、県に対して、当該引渡予定日から現実の引渡日までの期間につき、別紙7記載のサービス対価Aのうち当該遅延している施設に関するサービス対価相当分の合計額に対し、「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第37条第1項に基づく利率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、県は、県に更なる損害があるときは、その超過分につき、さらに賠償請求することができる。
- 4 不可抗力事由又は法令変更により本条第1項各号のいずれかに該当する場合、当該不可抗力事由又は法令変更に起因して事業者が負担した追加費用又は事業者が被った損害の負担については、第8章又は第9章に従う。
- 5 本条第1項、本条第2項又は本条第4項記載の事由が複合して本条第1項各号のいずれかに該当する場合には、県は事業者と協議の上、当該事由ごとに追加費用又は損害に与えた影響度合いを算出し、これらを按分して追加費用又は損害を負担する。

(備品の調達設置)

- 第28条 事業者は、第14条による県への本件各施設の実施設設計図書の提出と同時に、入札説明書等、事業者提案及び備品計画書に基づき、調達設置予定の備品の内容を記載した各備品リストを県に提出して、それぞれその確認を得るものとする。
- 2 県は、前項の各備品リストを受領してから14日以内に各備品リストの内容について検討し、その結果を事業者に通知する。
  - 3 前項により県が通知を行った場合、当該内容にて各備品の内容は確定されるものとする。
  - 4 県は、前項により各備品の内容の確定がなされる前であれば、備品整備にかかる入札価格を逸脱しない限度で、書面により備品の内容の変更を事業者に求めることができる。事業者は当該変更の求めがなされた場合、14日以内に検討してその結果を県に通知しなければならない。県は事業者の検討結果を踏まえて、備品の変更の有無を事業者に通知し、事業者はこれに従うものとする。
  - 5 事業者は、自らの責任と費用負担において前4項の手続により確定した備品を調達し、別紙2記載の事業日程に従って、入札説明書等に記載の搬入場所に搬入設置する。但し、県が具体的な搬入場所について入札説明書等と異なる場所を指示した場合には、かかる指示に従うものとする。
  - 6 前項の搬入設置が完了した旨、事業者から通知を受けた場合、県は、各備品リストに規定された性能及び仕様を充足していることを確認するため、それぞれ搬入設置完了確認を行う。
  - 7 前項の搬入設置完了確認の方法は、以下のとおりとする。
    - (1) 県は、事業者又は請負人等立会いのもとで、搬入設置完了確認を実施する。
    - (2) 事業者は、備品の取扱いに関する県への説明を実施する。
  - 8 県は、前項の各搬入設置完了確認の結果、各備品リストに定められた内容及び水準を客観的に満たしていないと判断する場合、事業者に対して是正（補修、改造もしくは交換を含む。）を求めることができる。上記是正に係る費用は、事業者が負担する。

- 9 県は、本条に基づく搬入設置完了確認の実施によって、備品リストの全部又は一部について何らの責任も負担するものではなく、事業者は本契約上の責任を何ら軽減されるものではない。
- 10 県は、第7項の確認の結果、各備品リストの条件を充たすと認めた場合には、搬入設置完了確認通知書を都度事業者に交付する。
- 11 前項の搬入設置完了確認通知書の交付と同時に事業者は、別途県が定める様式による目的物引渡書を県に提出し、これら文書の交付及び提出をもって、備品リストに示す備品は都度納入完了とし、その所有権その他の権利は、本契約で別段の定めのあるものを除き都度県に移転するものとする。
- 12 県は、備品に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の補修、改造もしくは交換を請求し、又は補修、改造もしくは交換に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 13 前項による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、本条第11項の所有権その他の権利の移転の日から1年以内に行わなければならない。但し当該請求期間は、備品についてのメーカー保証等が本項本文で定める期間を超えてなされている場合においては、当該保証期間までとする。県は、本条第11項の所有権その他の権利の移転の際に、備品に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、直ちに事業者はその旨を通知しなければ、第12項の請求を行うことができない。ただし、事業者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 14 事業者は、請負人等を使用する場合、当該請負人等をして、県に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙15に定める保証書を請負人等から徴求して、県に差し入れるものとする。

(引越品の移転設置)

- 第29条 事業者は、別紙2記載の事業日程に従って、引越品を入札説明書等に記載の搬入場所に搬入設置する。但し、県が具体的な搬入場所について入札説明書等と異なる場所を指示した場合には、かかる指示に従うものとする。
- 2 県は、引越品を引き渡す際に、貴重品、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。以下同じ。）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を事業者に申告する。
- 3 前項の引越品について、県がその旨を前項に従い申告した場合に限り、事業者は、当該荷物の滅失、き損、又は遅延について、損害賠償の責任を負う。
- 4 県は、引越品の一部の滅失又はき損について事業者に通知をした場合、事業者は損害賠償の責任を負う。ただし、引き渡した日から三月以内に当該通知を行わなかった場合、事業者の責任は消滅する。
- 5 前項の規定は、事業者がその損害を知って引越品を引き渡した場合には、適用しない。
- 6 事業者は、第3項の引越品の滅失又はき損により直接生じた損害を賠償する。
- 7 前項の搬入設置が完了した旨、事業者から通知を受けた場合、県は、搬入設置完了確認を行う。

### 第3節 損害の発生等

(施設整備期間中に第三者に及ぼした損害)

第30条 事業者が施設整備業務により第三者に損害を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合には、事業者が当該問題の解決にあたる。

2 前項の場合に要した追加費用と第三者に生じた損害の負担については、以下の定めに従う。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその追加費用又は損害を負担する。

(2) 県の責めに帰すべき事由による場合は、県がその追加費用又は損害を負担する。

(3) 不可抗力事由による場合で法令に基づき県又は事業者が当該第三者に当該損害の賠償を行う必要がある場合には、第8章又は第9章に従う。

(不可抗力による本施設等に生じた損害等)

第31条 県が本施設の完成を確認する前に、不可抗力により、本施設、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合には、事業者は、当該事実が発生した後直ちに当該損害又は損失の状況を県に通知しなければならない。

2 県が備品の搬入設置完了確認を行う前に、不可抗力により、搬入済みの備品に損害又は損失が生じた場合には、事業者は、当該事実が発生した後直ちに当該損害又は損失の状況を県に通知しなければならない。

3 県は、前2項により事業者から通知を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失の状況を確認し、その調査結果を事業者に対して通知する。

4 第1項、2項に規定する損害又は損失(追加工事に要する費用を含む。)の負担については、第9章に従う。

## 第3章 本施設の完成及び引渡

### 第1節 本施設の完成

(事業者による竣工検査等)

第32条 事業者は、別紙2記載の日程に従って本件各工事を完了させなければならない。

2 事業者は、本件各工事が完了した場合、速やかに自らの責任と費用において本件各施設の建築基準法第7条に規定される完了検査(以下「完了検査」という。)及び機器・器具等の試運転等を行う。

3 県は、事業者の前項の完了検査及び試運転等に立ち会うことができるものとし、事業者は、前項の完了検査及び機器・器具等の試運転等の7日前までに、完了検査及び機器・器具備品等の試運転等を行う日時、対象となる施設及び機器・器具等の名称、検査及び試運転等の方法を県に通知しなければならない。

4 県は、前項の完了検査及び機器・器具等の試運転等への立会の実施を理由として、何らの責任も負担しない。

5 事業者は、県に対して完了検査及び機器・器具等の試運転等の結果を第2項で定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて速やかに報告する。

(県による本施設の完成確認)

第33条 事業者は、前条の完了検査及び機器・器具等の試運転等が完了した場合、速やかに県

に通知する。

- 2 県は、前項の通知を受領した場合、14日以内に本件各施設について完成確認の検査（以下「確認検査」という。）を実施する。
- 3 県は、前項の確認検査において、事業者、請負人等及び工事監理者の立会いの下で、本件各施設が本契約、入札説明書等、事業者提案及び設計図書に適合していることを工事記録等により確認する。
- 4 事業者は、第2項の確認検査において、機器・備品等の取扱いに関して県に説明する。
- 5 前4項のほか、確認検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、県が定める。
- 6 第2項の確認検査の結果、本件各施設が本契約、入札説明書等、事業者提案又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、7日以内に当該逸脱箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知する。
- 7 事業者が前項の規定による通知を受領した場合には、事業者は、県が定めた期間内に速やかに当該逸脱箇所の是正をし、県の確認を得なければならない。ただし、事業者が県の通知内容に意見を述べ、県がその意見を合理的と認めた場合はこの限りではない。
- 8 第7項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正完了の通知を第1項の通知とみなして、前7項の規定を適用する。県は、是正完了の通知を受領した後、14日以内に完成確認の検査を実施する。
- 9 事業者は、完成確認の後7日以内に県から何ら通知がない場合は、第6項に該当する箇所はないものとみなして、本件各施設の引渡・所有権移転手続きに入ることができる。
- 10 県は、第3項の規定に基づいて確認を行ったこと、第4項の規定に基づいて事業者から説明を受けたこと、事業者に対して第6項の是正の通知を行ったこと、又は第7項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、本施設の建設の全部又は一部について何らの責任も負担しない。

（県による完成確認通知書の交付）

第34条 県は、前条の確認検査を完了し、かつ、事業者が別紙8に定める完成図書を県に提出した場合、事業者に対して7日以内に完成確認通知書を交付する。

- 2 県による完成確認通知書の交付を理由として、県は本施設の設計、建設について何らの責任も負担しない。

## 第2節 本施設の県への引渡し・所有権移転

（事業者による県への引渡し・所有権移転）

第35条 事業者は、前条第1項に定める各完成確認通知書の受領と同時に、別紙9の様式による目的物引渡書を都度県に提出し、当該引渡書提出時に本件各施設につき担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を県に移転するものとする。

- 2 事業者は、事業者が本件各施設の所有権を本契約に従い速やかに県に移転できるよう、請負人等との間で、事業者が本件各施設の所有権を原始的に取得する旨の契約を締結するものとする。
- 3 県は、本件各施設の引渡し前においても、事業者の承諾を得て本件各施設の全部又は一部を使用することができる。

- 4 県は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 5 県は、第1項により本件各施設の全部又は一部を使用したことによって、事業者に追加の費用が生じた場合には、これを負担する。  
(瑕疵担保)
- 第36条 県は、本施設に瑕疵があるときは、以下に定める条件のもとで、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、県は修補を要求することができない。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件各施設の所有権移転の日から2年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、所有権移転の日から10年間とする。
- 3 県は、本件各施設の所有権移転の際に本件各施設に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、直ちに事業者はその旨を通知しなければ、第1項の請求を行うことができない。ただし事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りではない。
- 4 県は、本施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を県が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、請負人等を使用する場合、当該請負人等をして、県に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙15に定める保証書を請負人等から徴求し、県に差し入れるものとする。

## 第4章 維持管理業務、運営業務及び付帯事業

### 第1節 共通事項

(統括責任者及び業務責任者)

第37条 事業者は、維持管理業務及び運営業務を開始する14日前までに、維持管理運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う「維持管理運営業務総括責任者」及び維持管理業務と運営業務それぞれの責任者「維持管理業務責任者」「運営業務責任者」、付帯事業を実施する場合は「付帯事業責任者」を定め、県に報告する。「維持管理運営業務総括責任者」又は「維持管理業務責任者」「運営業務責任者」「付帯事業責任者」を変更した場合も、同様に県に報告する。

(業務仕様書)

第38条 事業者は、維持管理業務においては開始の3ヶ月前までに、運営業務については開始の8か月前までに、本契約、入札説明書等及び事業者提案の内容にしたがって県が別途定める様式に従って維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書(以下「各業務仕様書」という。)を県に提出し、県の承諾を得なければならない。

- 2 県は、前項の承諾を行ったことを理由として、維持管理業務及び運営業務について何らの責任も負担しない。
- 3 各業務仕様書は、合理的な理由に基づき県又は事業者が請求した場合には、県と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。
- 4 前項にかかわらず県は、事業者から提示された各業務仕様書の内容が入札説明書等、事業者提案、事業計画書又は本契約に抵触すると認められる場合には、事業者には是正を求めることができ、この求めを受けた場合、事業者は速やかに当該箇所を是正した各業務仕様書を県に提出しなければならない。

(業務計画書)

第39条 事業者は、毎年度の維持管理業務、運営業務及び付帯事業の実施に先立ち、維持管理業務、付帯業務にあつては当該事業年度が開始する2か月前までに、運営業務にあつては同じく8か月前までに県が別途定める様式に従って本契約、入札説明書等、事業者提案及び前項で作成した各業務仕様書（付帯事業除く）の内容にしたがつて各事業年度の業務計画書を県に提出し、県の承諾を得なければならない。

- 2 県は、前項の承諾を行ったことを理由として、維持管理業務、運営業務及び付帯事業について何らの責任も負担しない。
- 3 業務計画書は、合理的な理由に基づき県又は事業者が請求した場合には、県と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。
- 4 前項にかかわらず県は、事業者から提示された業務計画の内容が入札説明書等、事業者提案、事業計画書、各業務仕様書又は本契約に抵触すると認められる場合には、事業者には是正を求めることができ、この求めを受けた場合、事業者は速やかに当該箇所を是正した業務計画書を県に提出しなければならない。

(業務報告書)

第40条 事業者は、県が別途定める様式に従い、維持管理業務及び運営業務に関する「日報」「月報」「四半期業務報告書」及び「年次業務報告書」を業務報告書として作成する。なお、業務報告書の内容は、協議の上決定する。

- 2 事業者は、「月報」については業務を行った翌月10日までに、「四半期業務報告書」については当該四半期の最終月の翌月10日までに、「年次業務報告書」については当該年度の最終日より3ヶ月以内に県に提出する。「日報」については事業者において保管し、県の要請があった場合は速やかに提出しなければならない。
- 3 県は、「日報」「月報」「四半期業務報告書」「年次業務報告書」について、事業者に説明を求めることができる。
- 4 前3項の報告及び説明を受けたことを理由として、県は維持管理業務及び運営に関して何らの責任も負担しない。

(県との調整)

第41条 事業者は、維持管理業務、運営業務及び付帯事業を遂行するにあたり、自らの費用及び責任において、県との間で、本施設等の円滑な維持管理、運営及び付帯事業実施のために相互に協力関係を維持し、業務計画書の策定や当該業務遂行に当たっては、県と必要な協議を行う。

- 2 事業者が前項に基づく協議を行うにあたって、県は必要な協力を行う。ただし、県がかかる協力を行ったことをもって、県は本契約上の何らの責任も負担しない。

(維持管理業務、運營業務又は付帯事業開始の遅延)

第42条 事業者は、維持管理業務、運營業務又は付帯事業の開始の遅延が見込まれる場合には、遅延が見込まれることが判明し次第、直ちにその旨を県に報告するとともに、その後5日以内に、当該遅延の原因及びその対応計画（速やかな維持管理又は運営の開始に向けての対策及び新たな日程の見通しを含む。）を県に提出しなければならない。ただし、本施設の整備につき第25条による変更を行う必要から遅延が見込まれる場合はこの限りでない。

- 2 事業者は、維持管理業務又は運營業務の開始を遅延した場合、その遅延した日数に応じ、別紙7記載のサービス対価A及びC相当額に対し、「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第37条第1項に基づく利率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、県は、県に更なる損害があるときは、その超過分につき、さらに賠償請求することができる。

(緊急時の対応)

第43条 事業者は、事故その他非常時または緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、県に報告する。

- 2 前項の業務の実施によるサービス対価の増額は行わない。

(開設準備)

第44条 事業者は、維持管理業務、運營業務又は付帯事業の開始に先立ち、維持管理業務、運營業務及び付帯事業実施に必要な能力を有する人員及び資材を確保し、かつ、維持管理、運營業務及び付帯事業に必要な研修を実施・完了し、本施設等を本契約、入札説明書等、事業者提案、各業務仕様書及び業務計画書に規定する内容で維持管理及び運営すること及び付帯事業の実施が可能な体制を整えなければならない。

- 2 事業者は、前項の体制が整った段階で県に通知する。
- 3 県は、前項の通知を受領した後、14日以内に維持管理、運営及び付帯事業実施体制の確認を行う。
- 4 県による当該確認の結果、維持管理、運営体制及び付帯事業実施体制が入札説明書等、事業者提案、本契約、各業務仕様書、業務計画書の内容を満たすのに不十分であると判断された場合には、県はその旨を事業者に通知することとし、この通知を受けた場合、事業者は、直ちに維持管理、運営体制及び付帯事業実施体制を是正し、その旨県に通知して、再度、県の確認を受けなければならない。
- 5 前項の是正により追加費用が生じた場合には、事業者がこれを負担する。

(従事職員名簿の提出等)

第45条 事業者は、維持管理業務、運營業務及び付帯事業に従事する者（以下、「各業務従事職員」という。）の名簿をそれぞれ県に提出し、各業務従事職員に異動があった場合、その都度報告しなければならない。

- 2 県は、事業者の各業務従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由

を明記して、事業者に対してその交代を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

(施設の使用)

第46条 県は、維持管理業務及び運営業務の実施にあたり、必要となる県が認める施設を事業者に対して無償で使用させるものとする。

2 事業者は、県から提供を受けた前項の施設について、善良なる管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、事業者は本契約終了後は速やかにその責任と費用において当該施設の原状回復を行い県に返還する。

第2節 維持管理、運営及び付帯事業

(維持管理及び運営)

第47条 事業者は、本契約、入札説明書等及び事業者提案を遵守して維持管理業務及び運営業務を実施する。

2 事業者は、維持管理期間中、自己の責任と費用において、第38条に定める業務仕様書及び第39条に定める業務計画書に従って維持管理業務及び運営業務を実施する。

3 県は、要求水準に定める条件を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応(サービス対価の変更を含む。)について事業者と協議しなければならない。

4 県は、前項に定める要求水準の変更により、事業者の維持管理業務及び運営業務に要する費用が増加する場合には、当該増加費用を負担し、当該業務に要する費用が減少する場合には、当該減少費用相当額をサービス対価から減額する。

5 維持管理業務及び運営業務に係る光熱水費及び消耗品費については、県が負担するものとする。

6 維持管理業務及び運営業務に要する費用及び維持管理業務及び運営業務により県、事業者又は第三者に生じた損害は全て事業者が負担するものとする。ただし、次の場合にはこの限りではない。

(1) 県の責めに帰すべき事由により、維持管理業務及び運営業務に関して県又は事業者が負担した追加費用及び維持管理業務及び運営業務に関して県又は事業者が損害が発生した場合、県が当該追加費用又は当該損害を負担する。

(2) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理業務及び運営業務に関して事業者が負担した追加費用又は事業者が損害(本施設等の損傷も含む。)が発生した場合、当該超過費用又は損害の負担については第8章又は第9章に従う。

7 事業者は、前項に定める損害にかかる事業者の負担に備えるために、維持管理期間中及び運営期間中、自らの責任及び費用負担において、自ら又は受託者等をして別紙12記載の保険に加入する。

(維持管理及び運営に伴う近隣対応・対策)

第48条 事業者は、自らの責任と費用において、維持管理業務及び運営に関して合理的に要求される範囲の近隣対応・対策を実施する。

2 事業者は、前項の近隣対応・対策の実施について、県に対して、事前及び事後のその内容及び結果を報告する。

3 県は、前第1項の近隣対応・対策の実施のために必要な協力を行う。

4 本件事業において、事業者が維持管理業務、運営業務を行うこと自体に対する、本施設関係者の反対等に対する対応は県が行う。

(建物保守管理業務)

第49条 事業者は、入札説明書等、事業者提案、本契約、維持管理業務仕様書及び業務計画書に従って、本施設等の機能及び性能を維持し、本施設等における公共サービスが円滑に提供され、本施設等利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築各部の点検、保守を実施する。

(建築設備保守管理業務)

第50条 事業者は、入札説明書等、事業者提案、本契約、維持管理業務仕様書及び業務計画書に従って、本施設等の機能及び性能を維持し、本施設等における公共サービスが円滑に提供され、本施設等利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本契約に基づいて本施設等の建築設備について、運転・監視、点検、保守を実施する。

(外構維持管理業務)

第51条 事業者は、入札説明書等、事業者提案、本契約、維持管理業務仕様書及び業務計画書に従って、本施設等の機能及び性能を維持し、本施設等における公共サービスが円滑に提供され、本施設等利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本契約に基づいて設置された本件事業用地内の外構の各部の点検、保守、管理を実施する。

(清掃業務、警備業務)

第52条 事業者は、入札説明書等、事業者提案、本契約、維持管理業務仕様書及び業務計画書に従って清掃業務及び警備業務を実施する。

(運営業務)

第53条 事業者は、入札説明書等、事業者提案、本契約、運営業務仕様書及び業務計画書に従って、運営業務を実施する。

2 運営業務の期間は、別紙2記載のとおりとする。

3 前項の期間が満了するにあたって、事業者は県に対し、以後県が運営業務を行うために必要な説明を行う等、引き継ぎをする。

(修繕)

第54条 修繕業務は県が実施する。事業者は県が行う修繕業務につき、次項の協力を行う。

2 本施設等につき、維持管理業務の結果、修繕を要する箇所を発見した場合、事業者は県に対して速やかにその内容その他必要な事項を報告するものとする。また、県からの求めに応じ、修繕業務発注支援を行うものとする。

3 前項の業務は、事業者の責任と費用において実施する。なお、事業者が修繕を要する箇所を発見したにも関わらず、県への報告を怠ったために重大な被害が生じた場合は、事業者は合理的な範囲でその損害を負担する。

第3節 第三者に損害を及ぼした場合の措置

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第55条 事業者が維持管理業務及び運営業務により第三者に損害を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合には、事業者が当該問題の解決にあたる。

- 2 前項の場合に要した追加費用と第三者に生じた損害の負担については、以下の定めに従う。
- (1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその追加費用又は損害を負担する。
  - (2) 県の責めに帰すべき事由による場合は、県がその追加費用又は損害を負担する。
  - (3) 不可抗力事由による場合で法令に基づき県又は事業者が当該第三者に当該損害の賠償を行う必要がある場合には、第8章又は第9章に従う。

#### 第4節 付帯事業 (付帯事業)

- 第56条 事業者は、本契約、入札説明書等、事業者提案、事業計画書等に基づき、本施設等の用途又は目的を阻害しない範囲内で、本事業以外の事業として、行政財産の貸付による収益施設等の設置による付帯事業を実施することができる。付帯事業からの収入は事業者の収入とする。
- 2 事業者は、行政財産の貸付による収益施設等の設置による付帯事業を行う場合は、施設整備費、行政財産の賃貸費、施設整備・維持管理・運営に係る光熱水費、維持管理費、運営費等一切の経費を事業者が負担する。
- 3 事業者は、付帯事業の会計を、事業者が本件特定事業契約に基づいて行う付帯事業以外の業務の会計とは別個の独立した会計としなければならない。
- 4 事業者は、付帯事業の実施に必要な許認可を自らの責任で取得し、その他届出等の行政手続を自らの責任で行なわなければならない。
- 5 前項の付帯事業のために利用できる場所は、事業用地内とし、別紙14に基づき、県との貸付契約書の締結を行うものとする。貸付料については、普通財産（土地・建物）貸付料算定基準による。
- 6 事業者は、県の事前の承諾を得て、付帯事業を終了又は変更することができるものとする。県は、事業者の付帯事業の終了又は変更がやむを得ないと認める場合には、これを承諾するものとする。ただし、本項による付帯事業の終了又は変更に伴う損害、費用等は全て事業者が負担しなければならない。
- 7 不可抗力又は法令変更により付帯事業に関する事項について事故・トラブルが発生した場合、事業者がその責任と費用において当該事故・トラブルに対応し必要な措置をとるものとする。当該事故・トラブルその他付帯事業により県又は第三者に費用又は損害が生じた場合には事業者が当該費用等の一切を負担する。

#### (県への報告義務)

第57条 事業者は、次の事項について、当該「事業年度」の半期ごとに半期報告書により県に報告するものとする。

- (1) 民間収益機能の利用に関する事項
  - (2) 付帯事業に係る財務に関する事項
- (契約期間終了後の付帯事業の取扱い)

第58条 本施設の事業者から県に対する所有権移転以降において、第71条、第72条ないし第73条に定める契約期間の満了前の解除の場合、行政財産の貸付による付帯事業の場合は、

賃貸借契約の継続を含む民間収益機能の存置については、県及び事業者で協議のうえ、決定するものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、賃貸借契約第4条に定める貸付期間が満了することが予定される場合にあっては、県及び事業者は当該期間満了日の2年以上前に、賃貸借契約の更新を含む付帯事業の継続について協議を開始するものとする。
- 3 事業者は、賃貸借契約が終了したときは、民間収益機能を速やかに退去し、賃借していた土地及び建物を原状回復しなければならない。この場合において、退去に要する費用（合理的な範囲の入居者への補償も含む。）その他一切の費用は全て事業者の負担とする。
- 4 事業期間終了後の民間収益機能の取扱いについては、事業者（もしくは事業者から権限を委譲された第三者）が継続使用を希望し、県が認めるときは、事業者は継続して使用することができる。事業者が継続使用を希望しない場合は、事業者の負担で民間収益機能のうち県との共用部分を除いた部分を解体・撤去するものとする。解体・撤去する場合は、解体・撤去跡について本施設等の運営に影響の無いように整備しなければならない。なお、事業者は、解体・撤去に代えて、県の承諾を得たうえで、民間収益機能を県に無償で譲渡することができる。
- 5 前項において、事業者から権限を委譲された第三者が継続使用を行う場合は、事業者は事前にかかる第三者の商号、住所その他県が求める事項を記載した書面を県に提出し、県の承諾を得なければならない。

## 第5章 履行保証

（本件事業に関する履行保証）

- 第59条 事業者は、本件事業の履行を保証するため、本契約締結後速やかに、県に対して、別紙7記載のサービス対価A及びCのうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30以上の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項に規定する契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。
    - (1) 国債証券又は地方債証券
    - (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
    - (3) 銀行又は県が確実と認める金融機関の保証
    - (4) 保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - 3 前2項の規定にかかわらず、県は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
    - (1) 事業者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
    - (2) 県は、第一期施設引渡し後、当該額及び当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30に相当する額の契約保証金を速やかに還付するものとする。ただし、本契約において、瑕疵担保義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

- 4 本契約の一部変更により、契約金額に増減があったときは、県はその増減の割合に応じて契約保証金を還付・納付を請求することができる。

## 第6章 事業者の収入

### 第1節 サービス対価の支払い手続

(支払い対象となるサービス)

第60条 サービス対価の支払い対象となるサービスは、別紙3に示した事業概要を総合したものとする。

2 サービス対価の支払い額は、別紙7に示すとおりとする。

3 県は、本契約で別途明示する場合を除くほか事業者に対してはサービス対価以外の金員を支払うことはなく、事業者は、本契約書本文で事業者が負担するものとされた費用その他、本事業に要する一切の費用を自ら負担する。

(サービス対価の支払い)

第61条 県は、事業者による施設整備業務、維持管理業務、及び運営業務が、県によるモニタリングの結果、本契約、入札説明書等、事業者提案、事業計画書及び業務計画書に従っていると確認した場合には、サービス対価を別紙7「サービス対価の算定、支払い方法及び改定」に従って算定される金額を、同別紙に従って支払う。

2 本件各工事期間が第25条の定めにより延長された場合、別紙7のサービス対価の支払い期限は、当該延長期間分、延期される。

3 前項のサービス対価支払い期限の延期によって事業者が損害を被った場合、当該損害の負担については、第27条に従う。

4 別紙7「サービス対価の算定、支払い方法及び改定」に定めるサービス対価の各支払予定日までに、当該サービス対価に対応して当該予定日までに履行すべき各業務が行われていない場合、県は、当該業務の履行までは第1項の支払いをすることを要しない。

5 サービス対価の額は、別紙7に定める算定方法に従って、決定、改定されるものとする。ただし、別紙7記載のサービス対価A及びCについては、物価変動による改定は行わない。

(既払いサービス対価の返還)

第62条 事業者が提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が別紙10に従って減額し得たサービス対価を返還しなければならない。この場合において、事業者は、さらに、県がサービス対価を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス対価相当額について「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第37条第1項に基づく利率の割合で計算した利息を県に支払わなければならない。なお、これにより別途県による損害賠償の請求が妨げられるものではない。

### 第2節 モニタリング

(モニタリングの実施)

第63条 事業者及び県は、事業者による本契約、入札説明書等、事業者提案、各業務仕様書及び業務計画書その他本契約に基づいて作成され県の承諾を得た各文書（以下本条においてこれら全てを総称して「要求水準等」という。）の内容に適合した本件事業の遂行を確保するため、別紙10「モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等」に基づき、本契約上の各業務についてモニタリングを行う。

- 2 モニタリングにかかる費用のうち、別紙10「モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等」において事業者の義務とされているものを除く部分は、県の負担とする。
- 3 事業者は、何らかの事由で本件事業に関し、要求水準等の内容を充足していない状況又は逸脱している状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに県に対して報告・説明しなければならない。
- 4 事業者の業務の状況が要求水準等の内容を客観的に逸脱しているとの合理的な疑いが存する場合、県は事業者に対して、当該疑いのある点についての必要かつ合理的な説明及び報告を求めることができる。
- 5 前項の説明及び報告を受けても前項の疑いが解消しない場合、県は事業者に対して、事業者の費用で当該疑いのある点についての検査を行うよう求めることができる。
- 6 前5項のモニタリングの結果、事業者による本件事業の遂行が要求水準等の内容を充足せず、又は逸脱していると県が判断した場合には、県は、別紙10「モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等」に従って、当該業務について改善要求措置を行うものとし、事業者はこの要求に従わなければならない。
- 7 前項の場合、別紙10「モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等」に従って、サービス対価の支払いを減額し、又は支払いを留保する。

## 第7章 契約期間及び契約の終了

（契約期間）

第64条 本契約は、PFI法第9条（地方公共団体の議決）に基づく県議会の議決を得た日から効力を生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、平成45年3月31日をもって終了する。

（本件事業の終了手続き）

第65条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、県に対し、設計図書その他本件各工事にかかる書類（ただし、契約終了時点ですでに県に提出しているものを除く。また、本契約が本施設の完成前に終了した場合、事業者が終了時点ですでに作成を完了しているものに限る。）、維持管理業務及び運営業務のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

- 2 県は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件事業の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条について同じ。）する権利を有し、事業者は、県によるかかる資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。

- 3 事業者は、第1項に基づき県に提供する資料が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(施設の状態の検査)

第66条 本施設の完成後に本契約が終了するとき、事業者は、その終了事由の如何にかかわらず、本契約終了日前に本施設の状態について県の検査を受け、承諾を受けなければならない。

- 2 県は、検査の結果、事業者の責めに帰すべき事由による損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して通知することができる。
- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において県の定めた期間内に速やかに当該箇所を修補し再度県の調査を受けなければならない。ただし、県が承諾する場合には、修補に代えて修補の要する費用を県に支払えば足りるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が県の指示に従ったことによる等、県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら県に異議を述べなかった場合は除く。）は、修補にかかる事業者の合理的な増加費用は県が負担する。
- 5 県は、第3項の修補完了後に支払うべきサービス対価及びこれに係る消費税相当額の支払いを、第3項の事業者による修補完了を検査により確認し、又は修補費用の支払いを確認した後に行えば足りるものとする。

(物件の処置)

第67条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、本件事業用地における事業者が所有又は管理する建設・業務機械器具その他の物件（請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）を撤去しなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることが出来ず、また、県の処置に要した費用を負担する。
- 3 前2項にかかわらず、県はその選択により、県と事業者が別途合意した金額で当該物件を事業者から買い取ることができる。

(事業者の債務不履行の場合の損害賠償)

第68条 事業者が本契約の規定に違反する等、事業者の責めに帰すべき事由により県が損害を受けた場合には、県は、事業者に対して当該損害の賠償金を支払うことを請求することができる。

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第69条 本施設の完成前において、次の各号のいずれかに該当する場合には、県は、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が設計又は本件各工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件各工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から県に満足すべき合理的な説明がない場合

- (2) 事業者が提供するサービス又は施設が要求水準又は事業者提案に規定する条件に合致せず、かつ、県の改善勧告通知後、定められた期間を経ても改善が見られない場合
  - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、供用開始予定日から30日が経過しても本施設等の供用ができない場合又はその見込みがないことが明らかである場合
  - (4) 前3号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 本施設の完成日以降において、次の各号のいずれかに該当する場合には、県は、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 事業者の責に帰すべき事由によって、事業者の提供するサービス又は施設が要求水準又は事業者提案に規定する条件に合致せず、かつ、県の改善勧告通知後、定められた期間を経ても改善が見られない場合
  - (2) 前号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- 3 本施設の完成日の前後を問わず、次に掲げる場合には、県は、事業者に対して何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部を解除することができる。
- (1) 事業者が、本件事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合
  - (2) 事業者が、自ら破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手續開始の申立てを行った場合又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合
  - (3) 構成企業又は協力企業の一部が、自ら破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手續の申立てを行った場合又は第三者（構成企業又は協力企業の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく義務の履行が不可能又は著しく困難であると認められるとき。
  - (4) 事業者が月報又は年次業務報告書に著しい虚偽記載を行った場合
  - (5) その他事業者が県の信用を失墜せしめるなど、社会的に適当でない行為を行った場合（本件各施設所有権移転前の解除の効力等）

第70条 第一期施設の所有権移転前に前条により本契約が解除された場合、本契約に基づいて県が事業者を支払うべき一切のサービス対価支払い債務その他の債務及び事業者の県に対する債務は遡及的に消滅するとともに、事業者は県に対して、サービス対価A及びCのうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30に相当する金額を違約金として県の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項に関し、事業者が第59条（本件事業に関する履行保証）の規定に基づき、履行保証金若しくはそれに代わるものが提供されている場合又は県を被保険者とする履行保証保険が契約されているとき若しくは工事履行保証契約について県が質権者であるときで県が当該履行保証保険契約若しくは当該工事履行保証契約にかかる質権に基づいて保険金を受領した場合、これらをもって前項の違約金支払請求権又は第4項の損害賠償請求権等、県が事業者に対して有する債権の支払いに充当することができる。
- 3 県は、本施設の出来形部分及び事業者が調達済みの備品が存在する場合、これを検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて別紙7記載のサービス対価Aのうち、当該出来形部

分の割合又は当該備品に応じた額をもって取得し、買い受けることができ、当該出来形部分又は当該備品の買受代金支払債務と前項の違約金支払請求権又は第4項の損害賠償請求権等、県が事業者に対して有する請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合県は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、県は相殺後の残額を、県の選択により、①経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合において県が被った損害額が第1項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 5 第1項の場合において、県が第一期施設整備の進捗状況を考慮して本件土地を更地とすることが妥当であると判断して事業者にその旨通知した場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を更地にした上で県に引き渡さなければならない。
- 6 前項の場合、事業者が正当な理由なく県の定める相当な期間内に更地とするための工事を行わないときは、県は事業者に代わり更地にするための工事を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。
- 7 第1項の場合において、県が既に設置済みの備品を買い受けないと判断して事業者にその旨通知した場合、事業者は、自らの費用と責任により、設置済み備品を速やかに撤去しなければならない。
- 8 前項の場合、事業者が正当な理由なく県の定める相当な期間内に当該備品の撤去を行わないときは、県は事業者に代わり当該備品の撤去を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。
- 9 サービス対価Cの履行済み業務分については、県は事業者に、①経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(所有権移転以後の解除の効力等)

- 第71条 第一期施設の所有権移転後に第69条(事業者の債務不履行等による契約解除)により本契約が解除された場合、本契約のうち維持管理業務、運營業務及び付帯事業に関する県及び事業者の債権債務は将来に向かって終了するものとし、事業者は、当該解除が生じた事業年度のサービス対価Bの合計額の1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する違約金を県の指定する期間内に県に対して支払わなければならない。なお、県は、本契約上の履行済みの業務に相当するサービス対価のうちの未払分を、上記違約金と相殺することにより決済した上、その残額を県の選択により、①経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 2 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は前項の事業者を支払うべきサービス対価と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
  - 3 第1項の場合のうち、第二期施設の県への所有権移転が終了していない場合は、第二期施設の施設整備業務に関する県及び事業者の債権債務については第70条に従う。但し、この場合

の第 71 条第 1 項の違約金の額はサービス対価 A 及び C から第一期施設建設業務及び履行済みの解体業務のサービス対価に相当する額、及び建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料をそれぞれ控除した金額と、当該控除後の額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項の場合、県は既に本契約に基づいて得た本施設（備品を含む）の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

（県の債務不履行）

第 7 2 条 県が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払いを遅延した場合には、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」第 8 条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

- 2 県が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者からのその旨の通知を受領後、30 日を経過しても当該違反が改善されなかった場合には、事業者は、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、本契約は将来に向かって終了するものとする。この場合において、県は既に本契約に基づいて得た本施設等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

- 3 第 2 項によって解除がなされた場合で、施設整備業務、維持管理業務及び運營業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について県は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当する別紙 7 記載のサービス対価の未払い額（支払い義務のある部分に限る。）を一括又は解除前の支払いスケジュール（分割払いのスケジュールであった部分については分割払いに伴う金利を含む。）のいずれか県の選択する方法により支払う。この場合で本施設の全部又は一部が未完成のときの未完成部分についての所有権は県が当該出来形に相当する部分のサービス対価の支払いが完了した時に県に移転するものとする。

- 4 第 2 項によって契約が解除された場合には、県は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った損害を相当因果関係の範囲内で賠償する。

（県による任意の解除）

第 7 3 条 県は、事業者の帰責事由の有無にかかわらず、180 日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、本契約は将来に向かって終了する。県は、既に本契約に基づいて得た本施設等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

- 2 前項によって解除がなされた場合の債権債務については、県の選択する方法で支払う。

（第三者に帰責事由がある場合）

第 7 4 条 事業者は、本契約の締結日後に第三者の責めに帰すべき事由により、本施設を設計図書に従って建設できなくなった場合又は本施設等を本契約、業務計画書などで提示された条件に従って維持管理業務及び運營業務ができなくなった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに県に対して通知する。

- 2 前項の場合においては、次の区分に従い処理する。

（1）事業者が善良な管理者としての注意義務に従って一切の注意や予防方法を講じても損害を

防止できなかった場合には、不可抗力による場合とみなし、第10章の規定に従って処理する。

(2) 事業者が善良な管理者としての注意義務に従って注意・予防方法を講じていれば損害の防止が可能であった場合には、事業者の帰責事由による場合とみなす。

(契約が解除された場合の県の債務の支払い条件)

第75条 本契約が解除された場合（ただし、第72条（県の債務不履行）又は第73条（県による任意の解除）による解除の場合は除く。）において、県による本施設又はその出来形の譲り受けと県の事業者に対する代金等の支払いが行われるべきときには、当該代金等の支払いは、引渡その他所有権を移転するために必要な一切の手続が完了した後に行われるものとする。

## 第8章 法令変更

(通知の付与)

第76条 事業者は、本契約の締結日後に法令が変更されたことにより、本契約に従って義務の履行をすることが不能となった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに県に対して通知しなければならない。

2 事業者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合には、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとし、県は当該業務に対応するサービス対価の支払いを行わない。ただし、県及び事業者は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用・損害の負担)

第77条 県が事業者から前条第1項の通知を受領した場合には、県及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本施設等の設計、各供用開始予定日、本契約、業務計画書等の変更その他本件事業の継続のために必要な事項について協議する。なおこの場合の追加費用又は損害の負担については別紙13に従うものとする。

2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更についての合意が成立しない場合には、県が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本件事業を継続する。

3 第1項の協議結果又は第2項の通知に基づき事業が継続される場合において、事業内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が減少したときは、県は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(法令変更による契約の終了)

第78条 本契約締結後において、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更又は追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、県又は事業者は、相手方に書面による通知をすることにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、本条の規定と前条第2項の規定とでは、県による選択を優先させる。

2 前項により本契約が解除された場合で、本施設の一部又は全部が未完成の場合、当該未完成

施設について県は、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

- (1) 未完成の本施設の一部又は全部について、出来形部分が存在し、県がその全部又は一部の当該出来形部分を解除の後に利用する場合には、県は当該出来形部分を確認の上、別紙7記載のサービス対価Aのうち出来形部分の割合に応じた額によりこれを買受ける。県の支払い方法については、一括払い又は終了前の支払いスケジュールに従った分割払い(分割払いに伴う金利を含む。)のいずれかを、県が選択する。
  - (2) 県が未完成の本施設の敷地を原状(更地)回復することが妥当と判断し、これを事業者へ通知した場合には、事業者は、当該敷地を原状(更地)に回復した上で県に対して引き渡す。この場合の費用は県が負担する。またこの場合においても県は(1)記載の買受額を(1)に従って事業者へ支払うものとする。
- 3 第1項により本契約が解約された場合で、本施設が既に完成している場合その他前項以外の施設整備業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について県は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当するサービス対価A及びCの未払い額(支払い義務のある部分に限る。)を一括払い又は終了前の支払いスケジュールに従った分割払い(分割払いに伴う金利を含む。)のいずれか県の選択する方法により支払う。
  - 4 第1項により本契約が解約された場合で、維持管理業務及び運営業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について県は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当するサービス対価Bの未払い額(支払い義務のある部分に限る。)を終了前の支払いスケジュールに従った方法により支払う。
  - 5 第1項に基づき本契約の全部又は一部を解約したことにより、第2項から第4項までに定める費用以外で県又は事業者へ発生した本件事業にかかる費用又は損害(前第2項第2号の場合の本施設の出来形相当分のサービス対価を含む。)の負担については、別紙13に従う。

## 第9章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第79条 不可抗力により本契約に基づく一部又は全部の義務が履行不能となった場合には、事業者は、本施設等での活動をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約及び業務計画書に従った対応を行う。県又は事業者は、不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(通知の付与)

第80条 事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく義務の一部又は全部が履行不能となった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに県に対して通知する。

- 2 県又は事業者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が履行不能となった場合には、以降の期日における当該義務の履行義務を免れるものとし、県は当該業務に対応したサービス対価を支払わない。

(協議及び追加費用の負担)

第81条 県が事業者から前条第1項の通知を受領した場合には、県及び事業者は、本施設の整備又は本施設での活動をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、速やかに本施設の設計、所有権移転日、本契約、業務計画書等の変更その他本件事業の継続のために必要な事項について協議する。なおこの場合の追加費用又は損害の負担については別紙13に従うものとする。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の金額等についての合意が成立しない場合には、県は、不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本件事業を継続する。

3 第1項の協議結果又は第2項の通知に基づき事業が継続される場合において、事業内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が減少したときは、県は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(不可抗力による契約の終了)

第82条 不可抗力により、事業の遂行に支障が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、県又は事業者は、相手方に書面による通知をすることにより、本契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、本条の規定と前条第2項の規定とでは、県による選択を優先させる。

2 前項により本契約が解約された場合の県及び事業者の債権債務については次項で定める費用又は損害の負担を除き第78条第2項から第4項までの定めに従うものとする。

3 第1項に基づき本契約の全部又は一部を解約したことにより、前項で準用する第78条第2項から第4項までに定める費用以外で県又は事業者に発生した本件事業にかかる費用又は損害(前第2項第2号の場合の、本施設の出来形相当分のサービス対価を含む。)の負担については、別紙13に従う。

## 第10章 その他

(協議)

第83条 県又は事業者は、必要と認める場合には、適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対して協議を求めることができる。

(県による債務の履行)

第84条 本契約の締結後に県が本契約の規定に従い新たに債務の負担が生じた場合には、県は、必要な予算措置を講じるものとし、予算の定めるところにより当該債務を履行し、これを支払う。なお、本条の規定により、予算の定めに従うことを理由として県が当該債務を履行しない場合には、県の債務不履行として、県は当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8項に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

2 本契約期間中、地方自治法第288条に基づき県が解散した場合、本契約上の地位及び権利義務は関係地方公共団体が協議によりこれを継承する。

(契約上の地位の譲渡)

第85条 県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は、本契約上の地位及び権利義務並びに事業者の有する資産及び第三者に対する事業者の契約上の地位を第三者に対して譲渡し、担保に

提供し、又はその他の処分をしてはならない。事業者の株式又は新株予約権を発行し又は譲渡、担保提供その他の処分をしようとする場合も同様とする。なお、県による事前の承諾に際しては、事業者又は契約上の地位若しくは権利又は資産等の譲受人が本件事業に支障となる行為を行わず、本件事業の円滑な遂行がなされると認められる場合において、譲り受ける第三者からその旨を確約した書面が提出されることを承諾の是非を検討するにあたっての前提条件とする。ただし、県は、本件事業に対して事業者が資金調達を行う場合においては、事業者に融資を実行する融資者の要求に基づく承諾要請については合理的な理由なく承諾を拒否しないものとし、その具体的内容については当該融資者と県との直接契約にて定める。

- 2 前項の承諾を求める場合、事業者は当該承諾を求める処分行為を規定した契約書その他の文書の写しを県に提出しなければならない。

(財務書類の提出)

第86条 事業者は、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、財務書類(会社法第435条第2項に定める計算書類)を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けたうえで、県に提出しなければならない。なお、県は、当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(秘密保持)

第87条 県及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の事業に関わる内容(以下本条において「秘密事項」という。)を、自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、請負人等、又は自己の出資者並びに本事業に関し事業者に出資する金融機関及びその代理人(以下本条において「自己の役員、代理人、請負人、出資者等」という。)以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、県又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、自己の役員、代理人、請負人、出資者等に秘密事項を開示する場合には、当該被開示者に対し、自らの責任で自己と同等の秘密保持義務を課す。

(個人情報の保護)

第88条 事業者(事業者の従業員も含む。)は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

- 2 事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定に従うほか、県の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 3 事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 事業者は、県が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 5 事業者は、本事業の実施に当たり収集、作成した個人情報を本事業の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 6 事業者は、県が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 事業者は、個人情報の取り扱いの状況について県が随時調査を実施する場合には協力しな

ればならない。

- 8 前項の調査の結果、県は、事業者の個人情報の取り扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は、県の勧告に誠実に従うものとする。
- 9 事業者は、本件事業の実施に当たり、県から提供を受け、又自ら収集、作成した個人情報が記録された資料等を、本契約が終了した後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- 10 事業者は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止ならびに個人情報の取り扱い規程等を作成し、公表するものとする。
- 11 前項の個人情報の取り扱い規程等を定める(変更する場合を含む。)に当たっては、事業者は県と協議するものとする。
- 12 利用者本人からの開示請求に際して、個人情報の記載された資料等の写しの交付を行うに当たって、当該写し等の交付に要する費用の負担を利用者本人に求める場合に当たっては、その旨を第10項の個人情報の取り扱い規程等に定めなければならない。

(情報公開)

第89条 事業者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書であって、事業者が管理しているものの公開については、情報公開規程等を定め、当該情報公開規程等により行うものとする。

- 2 前項の情報公開規程等を定める(変更する場合を含む。)に当たっては、事業者は、県と協議をするものとする。

(知的所有権)

第90条 事業者は、本契約に定める義務の履行において、特許権等の知的所有権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用し、又は第三者をして使用させるときは、その使用に関する一切の責任を負う。

- 2 本契約終了後、事業者は、県に対し、無償で設計図書等の使用を認める。なお、本契約終了後においても、事業者は、著作権人格権を県に対して行使しない。

(著作権等の侵害の防止)

第91条 事業者は、その作成又は調達設置する成果物及び関係書類(設計図書及び本施設等を含む。以下同じ。)が第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを県に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、県が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、県に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(資料等の取扱い)

第92条 県は、事業者に対し、必要な資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

- 2 事業者は、県から提供された本件事業に関する資料等を本件事業以外の用途に使用してはならない。
- 3 事業者は、県から提供された本業務に関する資料等を本件事業の遂行上必要な範囲内で複製

又は改変できる。

4 県から提供を受けた資料等（複製物及び改変物を含む。）が本件事業遂行上不要となった場合には、事業者は、遅滞なくこれらを県に返還又は県の指示に従った処置を行う。

（出資者による保証）

第93条 事業者は、出資者による別紙11の様式による保証書を本契約締結後、1か月以内に県に提出しなければならない。

（事業者の解散）

第94条 事業者は、本契約に基づく義務を全て履行した後でなければ、事業期間の終了後も解散することはできない。ただし、県が事前に承諾した場合においては、この限りではない。

（株式の発行及び処分等）

第95条 事業者は、株式の増資等資金調達計画の変更を行う場合には、その旨をあらかじめ県に通知し、承諾を得なければならない。

2 事業者への出資者が事業者の株式について、譲渡、担保設定その他の処分を行う場合には、事業者は、譲受人等を明らかにした上でその旨を県に通知し、承諾を得なければならない。県は、本件事業に対して事業者に融資を実行する融資者の要求に基づく事業者の株式に対する担保設定については合理的な理由なく承諾を拒否しないものとし、その具体的内容については当該融資者と県との直接契約にて定める。

（付保すべき保険）

第96条 事業者は、別紙12に定める内容の保険を自ら付保し、又は第三者をして付保せしめる、当該保険に係る保険証券の写しを県に提出する。なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、事業者の責任において更新されなければならない。更新の都度、保険証券の写しを県に提出する。なお、事業者が保険に質権等の私権の設定を行う場合には、事前に県に対してその旨を通知し、承諾を得なければならない。県は、本件事業に対して事業者に融資を実行する融資者の要求に基づく事業者の保険に対する担保設定については合理的な理由なく承諾を拒否しないものとし、その具体的内容については当該融資者と県との直接契約にて定める。

（融資者との協議）

第97条 県は、必要に応じて、本件事業に関して、事業者への融資者との間において、県が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の融資者への事前通知、協議等に関する事項につき協議し定めることができる。

## 第11章 雑 則

（請求、通知等の様式その他）

第98条 本契約に定める請求、通知等は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2 本契約の履行に関して、県及び事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第4

8号)に規定するところによる。

(法令遵守等)

第99条 事業者は、本契約に従い、法令、条例、関連要綱等を遵守し、本件事業を実施しなければならない。

2 本件事業に際しては、県及び事業者ともに信義誠実の原則に従い、双方協力して実施しなければならない。

(準拠法)

第100条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第101条 本契約に関する紛争は、第一審について徳島地方裁判所を専属管轄裁判所とし、県、事業者及び出資者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第102条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、県及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。

# 別 紙

## 別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- 1 「維持管理運営期間」とは、維持管理業務の開始日から契約終了までをいい、具体的には平成24年10月1日から平成45年3月31日又は期間途中で本契約が解除もしくは解約によって終了する日又は延長された期間が終了するまでの期間をいう。
- 2 「維持管理業務」とは、別紙3, 2に示した維持管理業務をいう。
- 3 「請負人等」とは、本件事業について事業者との契約により、本件事業の一部又は全部を事業者から請負い、又は受託した者をいう。
- 4 「運營業務」とは、別紙3, 3に示した運營業務をいう。
- 5 「解体敷地」とは、徳島県徳島市南庄町にある森林林業研究所の敷地外解体施設の解体業務を行う敷地をいい、詳細は別紙6に示す。
- 6 「解体施設」とは、「敷地内解体施設」と「敷地外解体施設」を総称して、また個別にいう。
- 7 「完成図書」とは、本件各工事完了時に、事業者が作成する別紙8に記載する図書をいう。
- 8 「協力企業」とは、構成企業でない者で、本契約で事業者が実施すべき業務の一部を事業者より直接受託又は請負う者をいう。
- 9 「銀行営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に定められた日本において銀行の休日以外の日で、かつ東京インターバンクマーケットがオープンしている日をいう。
- 10 「県」とは、徳島県をいう。
- 11 「建築設備」とは、電気、機械、衛生設備等、建築物にとりつける設備をいう。
- 12 「月報」とは、業務を行った翌月10日までに作成し、県に提出する維持管理運營業務に関する報告書をいう。
- 13 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えることをいう。
- 14 「構成企業」とは、事業者への出資者であり、本契約で事業者が実施すべき業務の一部を事業者より直接受託又は請負う者をいう。
- 15 「サービス対価」とは、本件事業を通じて事業者が提供するサービスに対して、県が債務負担行為により行う支払いのことをいう。
- 16 「事業概要」とは、本契約に別紙3として添付する本件事業の基本となる計画について記載した計画書をいう。
- 17 「事業期間」とは、本契約について県議会の議決を得た日から本契約の終了する日までの期間をいう。
- 18 「業務計画書」とは、事業者が県に対して提出する維持管理業務、運營業務に関する計画書をいい、先に提出した業務仕様書に基づき計画を作成する。
- 19 「業務仕様書」とは、計画書に先立ち、事業者が県に対して提出する維持管理業務、運營業務に関する仕様の規定書をいう。
- 20 「敷地外解体施設」とは、事業敷地外解体業務対象となる既存施設をいい、詳細は別紙

17に示す。

- 2 1 「敷地内解体施設」とは、本件事業用地内にある、解体対象となる既存本館等をいい、詳細は別紙 17 に示す。
- 2 2 「事業敷地外解体業務期間」とは、敷地外解体施設の解体業務を行う期間をいい、具体的には事業敷地外解体業務に着手した日から平成 23 年 9 月末までの間で、事業者の提案による日又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日をいう。
- 2 3 「事業敷地外解体終了予定日」とは、事業者が事業敷地外解体業務を終了し、解体敷地を県に明け渡す日であり、具体的には平成 23 年〇月（事業者提案による）又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日をいう。
- 2 4 「事業者」とは、〇〇をいう。
- 2 5 「事業者提案」とは、事業者の構成企業等が入札説明書等の規定に従い、県に対して提出した本件事業に関する提案をいう。
- 2 6 「事業年度」とは、本件事業期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。
- 2 7 「施設整備期間」とは、本契約の締結日から、本施設等の引渡・所有権移転及び引越完了日である平成 25 年 3 月末日又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日までの期間をいう。
- 2 8 「施設整備業務」とは、別紙 3, 1 に示した施設整備業務をいう。
- 2 9 「四半期業務報告書」とは、事業者が各四半期の最終月の翌月 10 日までに作成し、県に提出する維持管理業務及び運営業務に関する報告書をいう。
- 3 0 「修繕」とは、劣化した部位・部材または機器の性能・機能を原状（初期の水準）または実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、大規模修繕及び保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替えを除く。
- 3 1 「消耗品」とは、事業者が維持管理業務を行うにあたり交換・補充を行う必要のある、トイレットペーパー、石鹼、電球、電灯などをいう。
- 3 2 「出資者」とは、事業者（株式会社）への出資者のことをいう。
- 3 3 「設計図書」とは、図面、仕様書のみならず、計算書（材料等の数量や単価等が記載された設計書）、現場説明書、現場説明に対する質問回答書を含み、基本的に工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するものをいう。
- 3 4 「第一期施設整備期間」とは、第一期施設整備開始日である平成 23 年 10 月〇日（事業者提案による）から第一期施設引渡・所有権移転完了及び引越完了期限である平成 24 年 10 月末日又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日までの期間をいう。
- 3 5 「第一期施設」とは、第一期施設整備期間に整備を行う本館、付帯施設、ほ場等をいう。（別紙 16 にその詳細を示す。）
- 3 6 「第一期引渡予定日」とは、事業者が県に対して、第一期施設を引き渡すべき日であり、具体的には平成 24 年 9 月末日又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日をいう。
- 3 7 「大規模修繕」とは、①建物の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕、②電気に関し機器、配線の全面的な更新を行う修繕、③機械に関し機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。

- 38 「第二期施設整備期間」とは、第二期施設整備開始日である平成24年11月1日から第二期施設引渡・所有権移転完了及び引越完了期限である平成25年3月末日又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日までの期間をいう。
- 39 「第二期施設」とは、第二期施設整備期間に整備を行う倉庫、外構等をいう。(別紙16にその詳細を示す。)
- 40 「第二期引渡予定日」とは、事業者が県に対して、第二期施設を引き渡すべき日であり、具体的には平成25年2月末日又は本契約に基づいて変更された場合は変更された日をいう。
- 41 「賃貸借契約書」とは、別紙14に示す、事業者が付帯事業を実施するために県から必要な事業用地を借り受けるにあたり、県と事業者で結ぶ契約書をいう。
- 42 「点検」とは、建築物等の機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
- 43 「引越品」とは、他の施設から本施設等に移動する研究備品、備品等引越し業務の対象となる物品をいう。
- 44 「日報」とは、事業者が毎日作成し、事業者にて保管し、県の要請に応じて提出する維持管理業務及び運營業務に関する報告書をいう。
- 45 「入札説明書等」とは、本件事業の実施に関して県が作成し、公表又は配布した入札説明書、要求水準及びその際の公表資料又は配布資料並びに県の質問回答書及びその際の公表資料又は配布資料の総称をいう。
- 46 「年次業務報告書」とは、事業者が各事業年度に作成し、県に提出する維持管理運營業務に関する報告書をいう。
- 47 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
- 48 「本件各引渡予定日」とは、「第一期引渡予定日」または「第二期引渡予定日」を個別に又は総称していう。
- 49 「引越し期間」とは、第一期引渡し終了日から第二期施設整備開始日の前日までの期間及び第二期引渡し終了日から運營業務開始の前日までの期間をいう。
- 50 「引越し機器・器具等」とは、本契約に基づいて事業者が本施設に他施設から移動・設置する機器・器具等をいう。
- 51 「備品」とは、本契約第28条に基づいて調達設置される物をいい、建物に固定されない家具、備品、研究設備を含む。
- 52 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他県及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上あるいは社会通念上要求される一切の注意や予防方法を講じて、損害を防止できないものをいう。また、本件各施設に直接物理的に影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含む。
- 53 「付帯事業」とは、別紙3,4に示した付帯事業をいう。
- 54 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令、行政指導、ガイドライン等のうち本事業に関して法的拘束力を有するものを言う。
- 55 「保守」とは、建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的または継続的

に行う注油，小部品の取り替え等の軽微な作業をいう。

- 5 6 「本契約」とは，本件事業の実施について，県と事業者の間で本日締結する徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業契約をいう。
- 5 7 「本件各工事」とは，施設整備業務に関連する一切の工事をいう。
- 5 8 「本件各施設整備期間」とは，第一期施設整備期間，第二期施設整備期間又は事業敷地外解体業務期間を個別に，又は総称していう。
- 5 9 「本件各施設」とは，第一期施設または第二期施設を個別に，又は総称していう。
- 6 0 「本件事業」とは，徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業として，別紙 3 に示す施設整備業務，維持管理業務，運営業務，付帯事業並びにこれらに付随し，又は関連する一切の業務により構成され，その具体的内容は本契約により定まるものをいう。
- 6 1 「本件事業用地」とは，本件事業の履行場所となる次の土地をいう。  
所在地：徳島県名西郡石井町石井字石井 1 6 6 0 番 5 他。詳細は別紙 6 に示す。
- 6 2 「本施設」とは，本契約に基づき，事業者が建設する徳島県立農林水産総合技術支援センターの本館，ほ場，倉庫，外構及びその他関連付属施設の総称をいい，建築設備を含み，備品は含まない。
- 6 3 「本施設関係者」とは，徳島県立農林水産総合技術支援センターの職員及び徳島県の職員を指す。
- 6 4 「本施設等」とは，本施設と既存の徳島県立農林水産総合技術支援センター施設の総称をいう。
- 6 5 「本施設等利用者」とは，本施設関係者に加え，本施設を利用するすべての利用者（見学者，来客者等含む）を指す。
- 6 6 「本件日程表」とは，別紙 2 に記載された日程表をいう。
- 6 7 「民間収益機能」とは，付帯事業を実施するに当たり，事業者が整備する施設，什器備品等をいう。
- 6 8 「モニタリング」とは，事業者が本契約に定められた業務内容及びサービス水準を達成しているかどうかを確認することをいう。
- 6 9 「要求水準」とは，本件事業に関し県が作成し，平成 2 2 年 4 月 3 0 日付で公表又は配布した入札説明書に添付された要求水準書（その後の変更を含む。）で規定する，事業者が本件事業を行うに際して達成することが必要となる水準をいう。

## 別紙2 日程表

本件事業の事業日程は、以下のとおりとする。

埋蔵文化財発掘調査期間	平成 23 年 4 月～10 月末
第一期施設の完成・引渡・所有権移転期限	平成 24 年 9 月末日
引越し期間	平成 24 年 10 月～10 月末日
敷地内解体施設解体期間	平成 24 年 11 月～平成 25 年 2 月末日（提案による）但し堆肥舎 A 及び資材置場は温室整備前に行う。
敷地外解体施設解体期間・期限	平成 23 年 6 月～9 月末
第二期施設の完成・引渡・所有権移転期限	平成 25 年 2 月末日
引越し期間	平成 25 年 3 月～3 月末日
維持管理業務開始	平成 24 年 10 月 1 日（第一期施設のみ） 平成 25 年 4 月 1 日（本件施設）
運営業務開始	平成 25 年 4 月 1 日
維持管理・運営業務終了	平成 45 年 3 月 31 日

## 別紙3 事業概要

本件事業における事業者の業務内容は以下のとおりとする。

### 1. 施設整備業務

- (1) 事前調査業務
- (2) 設計業務
- (3) 建設業務
- (4) 研究設備・備品調達設置業務
- (5) 研究設備等移設設置・引越業務
- (6) 解体施設の解体・撤去業務
- (7) 本施設整備に伴う各種申請等の業務
- (8) その他これらを実施する上で必要な関連業務

### 2. 維持管理業務

- (1) 建物保守管理業務（点検・保守）
- (2) 建築設備保守管理業務（運転・監視・点検・保守）
- (3) 外構維持管理業務
- (4) 清掃業務
- (5) 警備業務
- (6) その他これらを実施する上で必要な関連業務

### 3. 運營業務

- (1) 体験交流事業
- (2) アグリインキュベーター事業
- (3) 情報提供業務

### 4. 付帯事業

事業概要 : 【事業者の提案により追記。】

合築・分築の別 : 【事業者の提案により追記。】

施設規模 : ○○㎡

## 別紙 4 基本設計完了に伴って提出すべき図書

基本設計完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

### (ア) 図面

#### a 共通図

- ・表紙・案内図・基本計画説明図・配置図
- ・面積表

#### b 建築図等

- ・建築計画概要書・配置図・各階平面図・立面図・断面図
- ・仕上表・各室面積表

#### c 電気設備図等

- ・電気設備計画概要書・配置図・各設備系統図
- ・各階平面図（主要機器のプロット図，主要配管のルート図程度）
- ・各室必要設備諸元表

#### d 機械設備図等

- ・機械設備計画概要書・配置図・各設備系統図
- ・各階平面図（主要機器のプロット図，主要配管のルート図程度）
- ・各室必要設備諸元表

#### e 作業舎，温室，ほ場等施設図

- ・配置図・各設備系統図・必要設備諸元表
- ・施設計画図・外構工事図

#### f 工事図等

- ・仮設計画図・工事車両進入計画図

### (イ) 説明資料

- ・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書
- ・ユニバーサルデザイン検討書
- ・環境対策検討書・法的検討書
- ・採用設備計画比較検討書（空調方式，受変電設備等）
- ・近隣対策検討書（必要な電波障害机上検討，日影検討等）
- ・工事計画書（建設計画，工程計画，解体計画，仮設計画）
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

### (ウ) 透視図（鳥瞰図 1 枚，A 2 サイズ，額入り，ネガ及びキャビネ判写真共）

## 別紙5 実施設計完了に伴って提出すべき図書

実施設計完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

(ア) 図面（CADデータ共，データ形式は原則としてJWC，JWW又はDXFとしCD-Rに記録する。）

### a 共通図

- ・表紙・図面目録・特記仕様書・案内図・配置図・面積表
- ・法的説明図・工事区分表・仮設計画図・平均地盤面算定図
- ・敷地高低測量図・平面測量図・真北測量図

### b 建築設計図

- ・仕上表・平面図・立面図・断面図・矩計図・詳細図・展開図
- ・天井伏図・建具表・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図
- ・断面リスト・基礎配筋図・各部配筋図・鉄骨詳細図
- ・工作物等詳細図

### c 外構設計図

- ・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図
- ・植栽図

### d 電気設備設計図（屋外も含む。）

- ・変電設備図（機器配置図・系統図）
- ・電灯コンセント設備（平面図，分電盤図，照明器具図，系統図）
- ・動力配線設備図（平面図，系統図，制御盤図）
- ・情報通信設備図（平面図，系統図，端子盤図）
- ・防災防犯設備図（平面図，系統図，機器図）
- ・テレビ共聴設備図（平面図，系統図，機器図）
- ・視聴覚設備図・弱電設備図・電波障害対策図
- ・外灯設計図
- ・情報システム配線図

### e 機械設備設計図

- ・給排水衛生設備図〔給排水，給湯，ガス，消火〕（屋外平面図，平面図，詳細図，系統図，機器リスト）
- ・排水処理施設図（平面図，詳細図，躯体図，系統図）
- ・空気調和設備図〔空調，換気，計装〕（平面図，詳細図，系統図，機器リスト）
- ・エレベーター設備図（機械室詳細図，かご詳細図，シャフト縦断面図，各部詳細図）

f 作業舎，温室，ほ場等施設設計図

- ・配置・各部詳細図，縦横断図
- ・設備図

g 解体工事設計図

(イ) 工事内訳明細書

工事内訳明細書，積算数量調書

※ 数量は，建築数量積算基準（(財)建築コスト管理システム研究会）及び建築設備数量積算基準（国土交通省）に従って算出する。これに従い工事内訳書を作成する。

(ウ) 設計計算書

- ・構造計算書・雨水排水流量計算書
- ・機械設備設計計算書・電気設備設計計算書
- ・省エネ計画書・ランニングコスト計算書

(エ) 積算調書（数量計算書）

(オ) 起債申請用内訳書

(カ) 設計説明書等

- ・ユニバーサルデザイン説明書・環境対策説明書
- ・リサイクル計画書・法的検討書
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(キ) 透視図

（鳥瞰図1枚，外観図1枚，内観図1枚，A2サイズ，額入り，ネガ及びキャビネ判写真共）

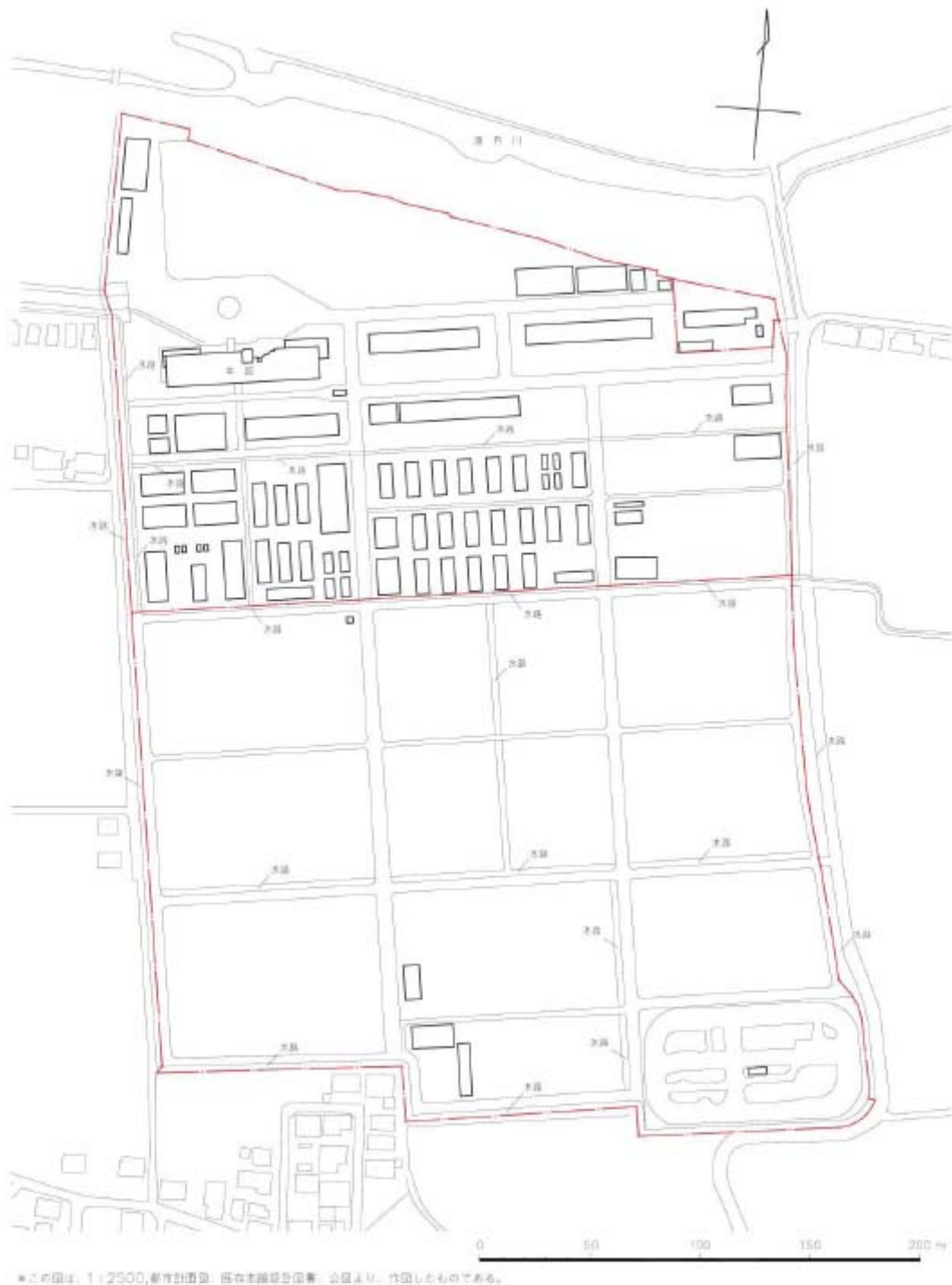
ウ 模型

模型の内容や時期については，県と協議のうえ提出すること。（1/200，スチレンペーパー着色程度のものを想定している。）

## 別紙6 本件事業用地，解体敷地

本件事業用地は以下の通りとする。

所在地 徳島県名西郡石井町石井字石井 1660 番 5 他





## 別紙7 サービス対価の算定，支払い方法，改定

県は，本件事業に係るサービス対価に消費税相当額（サービス対価 A 及び C の割賦手数料は非課税）を加算した金額を，維持管理期間において支払う。

### 1 支払の構成

サービス対価は，以下の表 1 の項目により構成される。

表 1 サービス対価の内訳

区分	業務等	構成される費用の内容
サービス対価 A	施設整備業務	事前調査費（埋蔵文化財発掘調査業務除く），設計費，建設費，研究設備・備品調達設置費，研究設備等移設設置・引越業務費，解体施設の解体・撤去業務費，各種申請費
		建中金利，融資組成手数料等施設整備に関する初期費用と認められる費用等
	割賦手数料	割賦支払に必要な割賦金利
サービス対価 B	維持管理・運營業務	維持管理費（建物保守管理費，建築設備保守管理費，外構維持管理費，清掃費，警備費）
		運営費
		その他経費（特別目的会社の運営費，法人税・法人住民税・法人事業税等法人の利益に対して係る税金，特別目的会社の税引き後利益等）
サービス対価 C	施設整備業務	事前調査費（埋蔵文化財発掘調査業務），埋蔵文化財資料整理業務
	割賦手数料	割賦支払に必要な割賦金利

### 2 支払の算定方法

サービス対価を構成する支払区分ごとの支払方法等は以下のとおりとする。

#### (1) サービス対価 A

本契約締結後に，「国庫補助金等の交付及び地方債の許可が認められる場合，県は，サービス対価 A を，一括で支払う「サービス対価 A1」と，サービス対価 A の総額からサービス対価 A1 を除いた金額を割賦で支払う「サービス対価 A2」に分けて支払う。

この場合，県は交付金については，施設整備の出来高に応じて毎年度支払い，交付金以外

のサービス対価A1については、第二期施設の引渡し後、請求を受けた日から40日以内にサービス対価A1として支払う予定である。

交付金の支払い時期は以下の通り。

平成23年度出来高：平成24年5月末

平成24年度出来高：平成25年5月末

交付金の支払額は以下の通り。

平成23年度出来高：〇〇円

うち交付金対象分出来高 〇〇円 交付金支払額 〇〇円

(落札者決定後協議により決定する。)

A1の算出方法は以下の通り。

$A1 = \text{交付金} + (\text{A1算定対象費用合計額} - \text{交付金}) \times 0.7 = \text{〇〇円}$  (事業者提案による)

交付金 = (農業大学校にかかる実施設計費, 本館建設費, ほ場・温室等整備費)  $\times 1/2$

※農業大学校に係る実施設計費, 本館建設費は面積の割合(15%)で按分し, 算出する。

A1算定対象費用合計額

費 目	摘 要
1. 事前調査	
地質調査	
電波障害事前調査	
近隣家屋事前調査	
敷地測量	
敷地内既存インフラ敷設状況の確認	
その他	
2. 設計	
基本設計	
実施設計 (各種申請業務費含む)	A1対象, 交付金対象 (農業大学校部分のみ)
3. 本施設の建設	
敷地造成	
建設工事	
本館建設工事	A1対象, 交付金対象 (農業大学校部分のみ)
①建築工事	
②電気設備工事	
③機械設備工事	
④その他	
作業舎工事	A1対象
①建築工事	
②電気設備工事	
③機械設備工事	
④その他	
外構工事	A1対象
温室等整備	A1対象, 交付金対象 (農業大学校部分のみ)
ほ場整備	A1対象, 交付金対象 (農業大学校部分のみ)
その他	
工事監理	A1対象, 交付金対象 (農業大学校部分のみ)
4. 研究設備・備品等調達設置	
研究設備	A1対象
備品	
その他	
5. 研究設備等移設設置・引越	

6. 解体施設の解体・撤去	
敷地外解体施設の解体・撤去	
敷地内解体施設の解体・撤去	
7. その他	

なお、サービス対価 A1 は、国庫補助金等の交付及び地方債の適用範囲の変動等により、本契約の締結後、変更が生じる見通しである。交付金が減額された場合、県は地方債の許可が認められる費用については地方債で負担し、減額された交付金と地方債で負担する金額の差額については県が一括で負担することにより、A1 の変動は生じないよう措置を行なう予定である。

A2 については、第二期施設の引渡しが完了した時点から、事業期間にわたり、平準化して支払う。支払回数は年 4 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

割賦手数料は、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。

支払金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワッププレートとする。金利の固定は施設引渡し日の 2 銀行営業日前とする。なお、事業期間中の基準金利の改定は第 4 項による。

## (2) サービス対価 B

サービス対価 B は、事業期間にわたり第 5 項記載の額を支払う。支払回数は平成 24 年度を除き、年 4 回とし、各回平準化した支払いとなるよう算定する。

平成 24 年度の支払いは年 2 回とし、その金額は平成 25 年度以降の 1 回当たり支払い金額以下とし、事業者の提案による。

## (3) サービス対価 C

サービス対価 C については、第二期施設の引渡しが完了した時点から、事業期間にわたり、平準化して支払う。支払回数は年 4 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

割賦手数料は、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。

支払金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワッププレートとする。金利の固定は施設引渡し日の 2 銀行営業日前とする。なお、事業期間中の基準金利の改定は第 4 項による。

なお、サービス対価 C については、第二期施設の引き渡し時においても、業務が完了していない可能性がある。その場合のサービス対価 C の見直し方法は以下の通りとする。

### ア 見直し方法

「徳島県教育委員会教育文化政策課」と協議して決定した埋蔵文化財発掘調査費 (入札時：〇〇円 (税抜き) (提案による)) 及び出土品整理作業及び調査報告書刊行の経費 (入

札時：48,000 千円（税抜き）が、入札時から変更となる場合は、「徳島県教育委員会教育文化政策課」からの請求書に基づき、サービス対価 C の見直しを行う。

#### イ 支払い回数及び方法

県による業務完了確認が該当する期間に応じて、当該期間の次の四半期より事業終了までに渡り、当該年度を除き年 4 回、各回平準化して支払うこととする。なお、見直しを行なったサービス対価 C が入札時よりも増加した場合は、増加した費用については、県が一括で負担し、第 1 回支払い時に増加分の費用は支払うものとする。

支払期	支払金額確定時点
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日

#### ウ 支払金利

支払い金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物（円／円）金利スワップレートとする。金利の固定は業務完了確認から第一回支払い開始日までの間で、県と事業者で協議して定める。なお、事業期間中の基準金利の改定は第 4 項による。

### 3 支払手続

- (1) サービス対価に係る支払手続は以下のとおりとする。
- (2) 事業者は県に対して、毎月業務終了後翌月 10 日までに月報（業務報告書）を提出する。
- (3) 県は、報告書の提出を受けた後、必要に応じてモニタリングを行う。
- (4) 県は、業務報告書受領後 10 日以内に、モニタリングの結果を通知する。また、県は、各支払対象期間の最後の業務報告書を受領した後 10 日以内に、当該月のモニタリングの結果を通知すると同時に、3 ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、事業者に支払額を通知する。
- (5) 事業者は、支払額通知受領後、速やかに県に対して請求書を提出する。
- (6) 支払対象期間は表 4 のとおりとする。
- (7) 県は、請求書受理後 30 日以内に支払いを行う。

表 4 支払対象期間

支払期	支払対象期間
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日

#### 4 サービス対価の改定及び変更

##### (1) 金利変動による改定

事業期間中の金利変動に対応して、サービス対価 A 及び C の割賦手数料にかかる支払金利を改定する。支払金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワップレートとする。基準金利の確定日は表 5 のとおりとする。

表 5 基準金利確定日

	基準金利確定日	対象期間
第 1 回基準金利確定日	施設引渡し日の 2 銀行営業日前	平成 25 年 4 月から 平成 35 年 3 月
第 2 回基準金利確定日	平成 35 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前	平成 35 年 4 月から 平成 45 年 3 月

##### (2) 物価変動による改定

事業期間中の物価変動に対応して、サービス対価 B を改定する。

サービス対価 B は、企業向けサービス価格指数：建物サービス (速報値) を指標として改定する。第 1 回改定は、平成 22 年 9 月の企業向けサービス価格指数：建物サービス (速報値) を基準とし、平成 23 年 9 月の企業向けサービス価格指数：建物サービス (速報値) を比較することにより改定する。その後は 2 年ごとに前回改定の金額を基準に改定率を乗じ、当該年度 4 月 1 日以降の業務履行に対するサービス対価に反映させる。

なお、改定率が 0.03 未満である場合は見直しを行わない。

##### 【改定率及び計算方法】

$$AP_t = AP_x \times (CSP_{1t} / CSP_{1x-1})$$

(注)

AP<sub>t</sub> : t 年度のサービス対価 B

AP<sub>x</sub> : 前回改定年度のサービス対価 B

CSP<sub>1t</sub> : t 年度の企業向けサービス価格指数 (建物サービス)

CSP<sub>1x</sub> : 前回改定年度の企業向けサービス対価指数 (建物サービス)

なお、改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、県と事業者で協議を行うものとする。

#### 5 サービス対価の金額及び支払スケジュール

##### (1) サービス対価 A

##### ア サービス対価 A1

A1 ○○円

消費税 〇〇円

合計 〇〇円

A1のうち交付金 〇〇円

イ サービス対価 A2

支払回数	支払対象期	サービス対価 A		消費税 (割賦元本にか かる)	合計
		割賦元本 (消費税抜き)	割賦金利 (非課税)		
1	平成 25 年度第 1 四半期	円	円	円	円
2	平成 25 年度第 2 四半期	円	円	円	円
3	平成 25 年度第 3 四半期	円	円	円	円
4	平成 25 年度第 4 四半期	円	円	円	円
5	平成 26 年度第 1 四半期	円	円	円	円
6	平成 26 年度第 2 四半期	円	円	円	円
7	平成 26 年度第 3 四半期	円	円	円	円
8	平成 26 年度第 4 四半期	円	円	円	円
9	平成 27 年度第 1 四半期	円	円	円	円
10	平成 27 年度第 2 四半期	円	円	円	円
11	平成 27 年度第 3 四半期	円	円	円	円
12	平成 27 年度第 4 四半期	円	円	円	円
13	平成 28 年度第 1 四半期	円	円	円	円
14	平成 28 年度第 2 四半期	円	円	円	円
15	平成 28 年度第 3 四半期	円	円	円	円
16	平成 28 年度第 4 四半期	円	円	円	円
17	平成 29 年度第 1 四半期	円	円	円	円
18	平成 29 年度第 2 四半期	円	円	円	円
19	平成 29 年度第 3 四半期	円	円	円	円
20	平成 29 年度第 4 四半期	円	円	円	円
21	平成 30 年度第 1 四半期	円	円	円	円
22	平成 30 年度第 2 四半期	円	円	円	円
23	平成 30 年度第 3 四半期	円	円	円	円
24	平成 30 年度第 4 四半期	円	円	円	円
25	平成 31 年度第 1 四半期	円	円	円	円
26	平成 31 年度第 2 四半期	円	円	円	円
27	平成 31 年度第 3 四半期	円	円	円	円
28	平成 31 年度第 4 四半期	円	円	円	円
29	平成 32 年度第 1 四半期	円	円	円	円
30	平成 32 年度第 2 四半期	円	円	円	円
31	平成 32 年度第 3 四半期	円	円	円	円
32	平成 32 年度第 4 四半期	円	円	円	円
33	平成 33 年度第 1 四半期	円	円	円	円
34	平成 33 年度第 2 四半期	円	円	円	円
35	平成 33 年度第 3 四半期	円	円	円	円
36	平成 33 年度第 4 四半期	円	円	円	円
37	平成 34 年度第 1 四半期	円	円	円	円
38	平成 34 年度第 2 四半期	円	円	円	円
39	平成 34 年度第 3 四半期	円	円	円	円

40	平成 34 年度第 4 四半期	円	円	円	円
41	平成 35 年度第 1 四半期	円	円	円	円
42	平成 35 年度第 2 四半期	円	円	円	円
43	平成 35 年度第 3 四半期	円	円	円	円
44	平成 35 年度第 4 四半期	円	円	円	円
45	平成 36 年度第 1 四半期	円	円	円	円
46	平成 36 年度第 2 四半期	円	円	円	円
47	平成 36 年度第 3 四半期	円	円	円	円
48	平成 36 年度第 4 四半期	円	円	円	円
49	平成 37 年度第 1 四半期	円	円	円	円
50	平成 37 年度第 2 四半期	円	円	円	円
51	平成 37 年度第 3 四半期	円	円	円	円
52	平成 37 年度第 4 四半期	円	円	円	円
53	平成 38 年度第 1 四半期	円	円	円	円
54	平成 38 年度第 2 四半期	円	円	円	円
55	平成 38 年度第 3 四半期	円	円	円	円
56	平成 38 年度第 4 四半期	円	円	円	円
57	平成 39 年度第 1 四半期	円	円	円	円
58	平成 39 年度第 2 四半期	円	円	円	円
59	平成 39 年度第 3 四半期	円	円	円	円
60	平成 39 年度第 4 四半期	円	円	円	円
61	平成 40 年度第 1 四半期	円	円	円	円
62	平成 40 年度第 2 四半期	円	円	円	円
63	平成 40 年度第 3 四半期	円	円	円	円
64	平成 40 年度第 4 四半期	円	円	円	円
65	平成 41 年度第 1 四半期	円	円	円	円
66	平成 41 年度第 2 四半期	円	円	円	円
67	平成 41 年度第 3 四半期	円	円	円	円
68	平成 41 年度第 4 四半期	円	円	円	円
69	平成 42 年度第 1 四半期	円	円	円	円
70	平成 42 年度第 2 四半期	円	円	円	円
71	平成 42 年度第 3 四半期	円	円	円	円
72	平成 42 年度第 4 四半期	円	円	円	円
73	平成 43 年度第 1 四半期	円	円	円	円
74	平成 43 年度第 2 四半期	円	円	円	円
75	平成 43 年度第 3 四半期	円	円	円	円
76	平成 43 年度第 4 四半期	円	円	円	円
77	平成 44 年度第 1 四半期	円	円	円	円
78	平成 44 年度第 2 四半期	円	円	円	円
79	平成 44 年度第 3 四半期	円	円	円	円
80	平成 44 年度第 4 四半期	円	円	円	円
	合計	円	円	円	円

(2) サービス対価 B

支払回数	支払対象期	サービス対価 B	消費税	合計
1	平成 24 年度第 3 四半期	円	円	円
2	平成 24 年度第 4 四半期	円	円	円
3	平成 25 年度第 1 四半期	円	円	円
4	平成 25 年度第 2 四半期	円	円	円

5	平成 25 年度第 3 四半期	円	円	円
6	平成 25 年度第 4 四半期	円	円	円
7	平成 26 年度第 1 四半期	円	円	円
8	平成 26 年度第 2 四半期	円	円	円
9	平成 26 年度第 3 四半期	円	円	円
10	平成 26 年度第 4 四半期	円	円	円
11	平成 27 年度第 1 四半期	円	円	円
12	平成 27 年度第 2 四半期	円	円	円
13	平成 27 年度第 3 四半期	円	円	円
14	平成 27 年度第 4 四半期	円	円	円
15	平成 28 年度第 1 四半期	円	円	円
16	平成 28 年度第 2 四半期	円	円	円
17	平成 28 年度第 3 四半期	円	円	円
18	平成 28 年度第 4 四半期	円	円	円
19	平成 29 年度第 1 四半期	円	円	円
20	平成 29 年度第 2 四半期	円	円	円
21	平成 29 年度第 3 四半期	円	円	円
22	平成 29 年度第 4 四半期	円	円	円
23	平成 30 年度第 1 四半期	円	円	円
24	平成 30 年度第 2 四半期	円	円	円
25	平成 30 年度第 3 四半期	円	円	円
26	平成 30 年度第 4 四半期	円	円	円
27	平成 31 年度第 1 四半期	円	円	円
28	平成 31 年度第 2 四半期	円	円	円
29	平成 31 年度第 3 四半期	円	円	円
30	平成 31 年度第 4 四半期	円	円	円
31	平成 32 年度第 1 四半期	円	円	円
32	平成 32 年度第 2 四半期	円	円	円
33	平成 32 年度第 3 四半期	円	円	円
34	平成 32 年度第 4 四半期	円	円	円
35	平成 33 年度第 1 四半期	円	円	円
36	平成 33 年度第 2 四半期	円	円	円
37	平成 33 年度第 3 四半期	円	円	円
38	平成 33 年度第 4 四半期	円	円	円
39	平成 34 年度第 1 四半期	円	円	円
40	平成 34 年度第 2 四半期	円	円	円
41	平成 34 年度第 3 四半期	円	円	円
42	平成 34 年度第 4 四半期	円	円	円
43	平成 35 年度第 1 四半期	円	円	円
44	平成 35 年度第 2 四半期	円	円	円
45	平成 35 年度第 3 四半期	円	円	円
46	平成 35 年度第 4 四半期	円	円	円
47	平成 36 年度第 1 四半期	円	円	円
48	平成 36 年度第 2 四半期	円	円	円
49	平成 36 年度第 3 四半期	円	円	円
50	平成 36 年度第 4 四半期	円	円	円
51	平成 37 年度第 1 四半期	円	円	円
52	平成 37 年度第 2 四半期	円	円	円
53	平成 37 年度第 3 四半期	円	円	円

54	平成 37 年度第 4 四半期	円	円	円
55	平成 38 年度第 1 四半期	円	円	円
56	平成 38 年度第 2 四半期	円	円	円
57	平成 38 年度第 3 四半期	円	円	円
58	平成 38 年度第 4 四半期	円	円	円
59	平成 39 年度第 1 四半期	円	円	円
60	平成 39 年度第 2 四半期	円	円	円
61	平成 39 年度第 3 四半期	円	円	円
62	平成 39 年度第 4 四半期	円	円	円
63	平成 40 年度第 1 四半期	円	円	円
64	平成 40 年度第 2 四半期	円	円	円
65	平成 40 年度第 3 四半期	円	円	円
66	平成 40 年度第 4 四半期	円	円	円
67	平成 41 年度第 1 四半期	円	円	円
68	平成 41 年度第 2 四半期	円	円	円
69	平成 41 年度第 3 四半期	円	円	円
70	平成 41 年度第 4 四半期	円	円	円
71	平成 42 年度第 1 四半期	円	円	円
72	平成 42 年度第 2 四半期	円	円	円
73	平成 42 年度第 3 四半期	円	円	円
74	平成 42 年度第 4 四半期	円	円	円
75	平成 43 年度第 1 四半期	円	円	円
76	平成 43 年度第 2 四半期	円	円	円
77	平成 43 年度第 3 四半期	円	円	円
78	平成 43 年度第 4 四半期	円	円	円
79	平成 44 年度第 1 四半期	円	円	円
80	平成 44 年度第 2 四半期	円	円	円
81	平成 44 年度第 3 四半期	円	円	円
82	平成 44 年度第 4 四半期	円	円	円
	合計	円	円	円

(1) サービス対価 C

支払回数	支払対象期	サービス対価 C		消費税 (割賦元本にか かる)	合計
		割賦元本 (消費税抜き)	割賦金利 (非課税)		
1	平成 25 年度第 1 四半期	円	円	円	円
2	平成 25 年度第 2 四半期	円	円	円	円
3	平成 25 年度第 3 四半期	円	円	円	円
4	平成 25 年度第 4 四半期	円	円	円	円
5	平成 26 年度第 1 四半期	円	円	円	円
6	平成 26 年度第 2 四半期	円	円	円	円
7	平成 26 年度第 3 四半期	円	円	円	円
8	平成 26 年度第 4 四半期	円	円	円	円
9	平成 27 年度第 1 四半期	円	円	円	円
10	平成 27 年度第 2 四半期	円	円	円	円
11	平成 27 年度第 3 四半期	円	円	円	円
12	平成 27 年度第 4 四半期	円	円	円	円
13	平成 28 年度第 1 四半期	円	円	円	円

14	平成 28 年度第 2 四半期	円	円	円	円
15	平成 28 年度第 3 四半期	円	円	円	円
16	平成 28 年度第 4 四半期	円	円	円	円
17	平成 29 年度第 1 四半期	円	円	円	円
18	平成 29 年度第 2 四半期	円	円	円	円
19	平成 29 年度第 3 四半期	円	円	円	円
20	平成 29 年度第 4 四半期	円	円	円	円
21	平成 30 年度第 1 四半期	円	円	円	円
22	平成 30 年度第 2 四半期	円	円	円	円
23	平成 30 年度第 3 四半期	円	円	円	円
24	平成 30 年度第 4 四半期	円	円	円	円
25	平成 31 年度第 1 四半期	円	円	円	円
26	平成 31 年度第 2 四半期	円	円	円	円
27	平成 31 年度第 3 四半期	円	円	円	円
28	平成 31 年度第 4 四半期	円	円	円	円
29	平成 32 年度第 1 四半期	円	円	円	円
30	平成 32 年度第 2 四半期	円	円	円	円
31	平成 32 年度第 3 四半期	円	円	円	円
32	平成 32 年度第 4 四半期	円	円	円	円
33	平成 33 年度第 1 四半期	円	円	円	円
34	平成 33 年度第 2 四半期	円	円	円	円
35	平成 33 年度第 3 四半期	円	円	円	円
36	平成 33 年度第 4 四半期	円	円	円	円
37	平成 34 年度第 1 四半期	円	円	円	円
38	平成 34 年度第 2 四半期	円	円	円	円
39	平成 34 年度第 3 四半期	円	円	円	円
40	平成 34 年度第 4 四半期	円	円	円	円
41	平成 35 年度第 1 四半期	円	円	円	円
42	平成 35 年度第 2 四半期	円	円	円	円
43	平成 35 年度第 3 四半期	円	円	円	円
44	平成 35 年度第 4 四半期	円	円	円	円
45	平成 36 年度第 1 四半期	円	円	円	円
46	平成 36 年度第 2 四半期	円	円	円	円
47	平成 36 年度第 3 四半期	円	円	円	円
48	平成 36 年度第 4 四半期	円	円	円	円
49	平成 37 年度第 1 四半期	円	円	円	円
50	平成 37 年度第 2 四半期	円	円	円	円
51	平成 37 年度第 3 四半期	円	円	円	円
52	平成 37 年度第 4 四半期	円	円	円	円
53	平成 38 年度第 1 四半期	円	円	円	円
54	平成 38 年度第 2 四半期	円	円	円	円
55	平成 38 年度第 3 四半期	円	円	円	円
56	平成 38 年度第 4 四半期	円	円	円	円
57	平成 39 年度第 1 四半期	円	円	円	円
58	平成 39 年度第 2 四半期	円	円	円	円
59	平成 39 年度第 3 四半期	円	円	円	円
60	平成 39 年度第 4 四半期	円	円	円	円
61	平成 40 年度第 1 四半期	円	円	円	円
62	平成 40 年度第 2 四半期	円	円	円	円

63	平成 40 年度第 3 四半期	円	円	円	円
64	平成 40 年度第 4 四半期	円	円	円	円
65	平成 41 年度第 1 四半期	円	円	円	円
66	平成 41 年度第 2 四半期	円	円	円	円
67	平成 41 年度第 3 四半期	円	円	円	円
68	平成 41 年度第 4 四半期	円	円	円	円
69	平成 42 年度第 1 四半期	円	円	円	円
70	平成 42 年度第 2 四半期	円	円	円	円
71	平成 42 年度第 3 四半期	円	円	円	円
72	平成 42 年度第 4 四半期	円	円	円	円
73	平成 43 年度第 1 四半期	円	円	円	円
74	平成 43 年度第 2 四半期	円	円	円	円
75	平成 43 年度第 3 四半期	円	円	円	円
76	平成 43 年度第 4 四半期	円	円	円	円
77	平成 44 年度第 1 四半期	円	円	円	円
78	平成 44 年度第 2 四半期	円	円	円	円
79	平成 44 年度第 3 四半期	円	円	円	円
80	平成 44 年度第 4 四半期	円	円	円	円
	合計	円	円	円	円

## 別紙 8 完成確認に伴う提出図書

完成確認時の提出図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

1. 工事完了届
2. 目的物引渡書・同受領書
3. 工事完成検査報告書
4. 鍵及び備品、予備品引渡書・同受領書
5. 官公署関係書類
6. 保守工事連絡先一覧表
7. 主要下請業者及び主要資材業者一覧表
8. 主要機器及び材料製造業者一覧表
9. 各種保証書
10. 施設関係竣工図一式
11. 主要機器確認図及び試験成績表
12. 設備関係測定記録
13. 建物使用説明書
14. 設備機器取扱説明書
15. 竣工写真
16. その他必要書類

## 別紙9 目的物引渡書様式

### 目的物引渡書

平成 年 月 日

徳島県

徳島県知事 ○○ 様

事業者 住 所

氏 名

代表者

事業者は、以下の施設を、徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業における事業契約書第35条の規定に基づき、引き渡します

工 事 名		
工 事 場 所		
施 設 名 称		
引 渡 年 月 日		
立 会 人	徳島県	
	事業者	

【 事業者名 】 様

上記引渡年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

徳島県 徳島県知事 ○○

## 別紙10 モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等

### 1 モニタリングとサービス対価の減額等の基本的考え方

#### (1) 基本的考え方

事業者から県に提供されるサービスが、常に事業契約に定められたサービス要求水準（以下「要求水準」という。）を達成しているか検証するために、県は事業者の事業実施状況に係るモニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業者が提供するサービスが要求水準に達していない場合、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求める。状況を改善することができない場合、或いは、事業者が改善勧告に従わない場合、県は、事業契約を解除することもある。

県が事業者に対して行うモニタリングの方法や項目についての詳細は、事業者が提供するサービスの方法により異なることから、事業契約締結後に相互に協議し、モニタリング実施計画書を策定し内容を確定するものとする。

なお、モニタリングには県と事業者が各々の業務を相互にチェックする機能がある。従って、ここでは県によるモニタリングについての概要を記すものであるが、事業者による県へのモニタリングの提案を妨げるものではない。

#### (2) モニタリングと減額の対象となるサービス

モニタリングの対象となるサービス及び減額の対象となる業務は以下のとおりとする。

区 分	業 務	要求水準未達成時の措置	
		減額措置	改善等の手続
サービス対価 A	施設整備業務	サービス対価 A の支払の減額を行わない。但し、支払を留保する場合がある。	改善勧告 契約解除
サービス対価 B	維持管理・運營業務	サービス対価 B の支払を減額する	業務担当者、業務実施企業の変更 改善勧告 契約解除
サービス対価 C	事前調査業務(埋蔵文化財発掘調査業務)、埋蔵文化財資料整理業務	サービス対価 C の支払の減額を行わない。但し、支払を留保する場合がある。	改善勧告 契約解除

#### (3) 実施計画書の作成

県と事業者は、事業契約締結後に相互に協議し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載したモニタリング実施計画書を作成する。

#### (4) 実施時期

県は、以下のとおりのモニタリングを実施する。

##### ア 業務計画書の確認

県は、各事業年度の業務開始時に事業者が提出する業務計画書及び業務計画の変更等を確認する。

##### イ 本施設の引渡以前のモニタリング（施設整備段階）

建設時において、施設整備業務の要求水準の達成が可能か確認する。完成確認完了時に各業務の要求水準を満たしているか確認する。

##### ウ 本施設の引渡以降のモニタリング（維持管理段階）

提供されるサービスが要求水準を満たしているか確認する。

##### エ 事業期間終了時のモニタリング

事業終了時に本施設の修繕箇所の報告や、維持管理業務がすべて履行されているかを確認する。

#### (5) 費用の負担

県が実施するモニタリングに係る費用は、県が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

#### (6) 通知

県は、モニタリングの実施後に、その評価結果を事業者に通知する。

## 2 モニタリングの方法

### (1) 業務計画書の確認

県は、事業者が提供する業務の実施体制・計画が要求水準等の内容を達成することが可能か、事業者提案の内容が実現可能かの観点から、事業者が提出する業務計画書の内容を確認する。

#### ア モニタリング対象とモニタリング方法

下表に業務開始等におけるモニタリング対象とモニタリング方法を示す。

対 象	方 法
業務計画書の確認（業務開始時）	本契約締結後、事業者が本事業の開始時に県に提出する業務計画書によって、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性につき確認する。
業務計画書の確認（年度開始時）	本施設の引渡後、契約期間中の各事業年度の初めに提出する業務計画書に基づき、県は、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性につき確認する。
業務計画書変更の確認	本施設の利用環境の変更等により、事業契約時に定めた要求水準を変更することとなった場合においては、その変更に応じて新たに事業者から提出される業務計画書の確認

	を行う。
業務計画書の再提示・再確認	業務計画書の確認によって明らかに要求水準の達成が不可能である又は事業者提案の内容が実現不可能であると判断できる場合、事業者に業務計画の再検討を要請し、業務計画書の再作成・提出を求め、これを確認する。

イ 要求水準未達成の場合の措置

モニタリングの結果、業務計画書にある各種業務の実施体制・計画に基づいて業務を実施すると要求水準の達成が不可能と判断された場合、県は事業者に改善勧告を行う。事業者は、改善勧告を受けたときは迅速に業務計画書を改善し再提出する。改善勧告によっても改善が見込まれない場合は再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれないときは本契約を解除する場合がある。業務計画書が要求水準を満たしていないことによって事業が遅れた場合における一切の損失は事業者が負う。

ウ モニタリング体制

事業者が各事業年度開始時及び業務計画変更時に提出する業務計画書について、県が確認等のモニタリングを行う。

(2) 本施設の引渡以前のモニタリング（施設整備段階）

県は、本施設の引渡以前の施設整備業務に関して、要求水準書等の内容を達成しているかをモニタリングし、また、当該施設が要求水準書等の内容を達成することが可能か確認する。

ア モニタリング対象と主なモニタリング方法

下表に、本施設の引渡以前の施設整備業務に係るモニタリングの対象とモニタリングの方法を示す。

対 象 業 務	方 法
施設整備業務	事業者が策定する設計計画書，設計図書，施工計画書，工事監理報告書等の確認及び立入り検査を行い，要求水準等の内容を達成することの蓋然性を確認する。

イ 要求水準未達成の場合の措置

モニタリングの結果、サービス要求水準書等の内容が達成されていないと判断された場合、県は事業者に改善勧告を行う。事業者は、改善勧告を受けたときは迅速に改善を行う。改善勧告によっても改善が見込まれないときは再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれないとき、あるいは達成が不可能と判断されたときは、本契約を解除することができる。

事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合において、本施設の引渡後開始されるサービス対価の支払が遅れた場合に生じる一切の損失は事業者が負うこととする。

ウ モニタリング体制

県が確認等のモニタリングを行う。

(3) 完成確認

県は、本施設の引渡時に、本施設がサービス要求水準書等の内容を満たしているか確認する。

ア モニタリング方法

完成確認の方法は第33条規定のとおりとする。

(4) 本施設の引渡以降のモニタリング（維持管理段階）

県は、本施設の引渡後、事業者が提供するサービスが要求水準書及び業務計画書等の内容を達成しているか確認する。

ア モニタリング対象と主なモニタリング項目

モニタリングの対象業務及びモニタリング項目（例）は以下のとおりである。

なお、具体的なモニタリング項目については、事業契約締結後に事業者が提出する各種計画書を基に県と事業者が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。

対象業務	項目（例）
維持管理業務	運転・監視，点検，保守，清掃，警備業務の実施状況
運営業務	連携交流事業企画・支援業務，情報提供業務の実施状況

イ モニタリング方法

県と事業者は、事業者が提供するサービスに対し、以下の3種類のモニタリングを実施する。ただし、県が事業者に対して行うモニタリング方法についての詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、事業契約締結後に、事業者が提出する各種計画書を基に県と事業者が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。

種類	主な方法
日常モニタリング	事業者は、毎日、自らの責任により業務遂行状況について適切な方法でモニタリングする。 事業者は、モニタリング結果に基づき、日報を毎日作成する。 利用者・職員等からの苦情等があった場合には県に報告する。 事業者は、毎日の日報及び報告事項をとりまとめ、月報、年次業務報告書として県に提出する。業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、本契約締結後に事業者が作成し、県に対して提出する業務計画書に基づき県との協議を経て決定されるものとする。

	る。
定期モニタリング	<p>県は、事業者が作成し提出した業務報告書の内容を確認するとともに、県の職員は、月に1回施設を巡回し、予め協議のうえ定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。</p> <p>県職員及び事業者が出席する委員会を月に1回開催し、日常モニタリング、定期モニタリングの結果報告を行うとともに、利用者・職員等からの苦情等の発生の原因についての検討及び意見交換等を行う。</p>
随時モニタリング	<p>県は、必要と認めるときは県の職員が施設を巡回し、事業者の業務遂行状況を確認・評価する。</p> <p>県は、業務改善勧告を行った業務について、業務水準の確認を行う。</p> <p>利用者や職員等からの苦情について、県は随時、事業者から必要な説明を求め、必要に応じて事業者の業務遂行要求水準についてモニタリングを実施する。</p>

#### ウ 要求水準未達成の場合の措置

モニタリングの結果、サービス要求水準書等の内容が達成されていないと判断された場合、県は、事業者に対して改善勧告を行い、維持管理の減額等の措置を行う。詳細は、「3 本施設の引渡以降の要求水準未達成の場合の措置」を参照のこと。

#### エ モニタリング体制

事業者は、独自のモニタリング体制を構築し、セルフモニタリングを行い、日報、月報、年次業務報告書等を作成し県に提出する。県は、事業者から提出されるこれらの報告書の確認等を行うほか、定期モニタリングや必要に応じて随時モニタリングを行う。

#### (5) 事業終了時のモニタリング

県は、契約期間の終了時において、その後自らが維持管理業務を実施していくにあたり、サービス要求水準書等に示す機能を達成しているかどうかのモニタリングを行う。

#### ア モニタリング対象と主なモニタリング項目

事業者は、事業期間終了に際しては、施設及び設備機器の改修又は更新の必要性を調査・検討し、県に報告するものとする。さらに、県は事業者に対し、事業終了時の3か月前に事前に通知を行い、終了時のモニタリングを実施する。

県は、要求水準書等及びこれに基づく設計図書等の関係図書をもとに、本施設の機能が要求水準を達成しているかどうかのモニタリングを行うものとし、原則として、要求水準書に記載されているすべての事項について行うこととする。

#### イ 要求水準未達成の場合の措置

県は、モニタリング後、その内容を事業者に通知し、要求水準を達成していないと判断した内容について必要な改善勧告を行う。事業者は、改善勧告に従い必要な改善措置を実施し、

定められた期限までに県の確認を受ける。改善の確認が得られない場合、県は再度改善勧告を行い、事業者はこれに対応する。

事業終了時まで改善が確認されない場合、県は、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用の限度で事業者に請求を行う。

#### ウ モニタリングの体制

事業者の立会いのもと、県が実施する。

### 3 本施設の引渡以降（維持管理段階）の要求水準未達成の場合の措置

#### (1) 改善勧告

モニタリングの結果、要求水準が達成されていない場合は、県は事業者に対して業務改善・復旧に関する勧告を行う。

#### (2) 改善計画書の提出

事業者は、県からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、県に提出する。県は、当該計画により、要求水準の改善・復旧が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、県は改善計画書の変更を求めることができる。また、県は事業者と協議の上、業務改善勧告に対する改善期間を決定する。

#### (3) 改善・復旧行為の実施

事業者は、県の承認を受けた後、改善計画書に基づき直ちに改善・復旧行為を実施し県に報告する。県は、事業者からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し要求水準が回復していることを確認する。

#### (4) 改善費用の負担

要求水準が達成されない場合は、県と事業者は、相互に協力し状況の改善に努める。その後、事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、県側の責めによる場合は、協議の上事業者に生じた費用を県が負担する。その他の場合にあつては、改善に要した費用は事業者が費用を負担する。不可抗力又は法令変更の場合の費用負担については、第8章又は第9章に従う。

#### (5) 業務担当者の変更、業務実施企業の変更、事業契約の終了等

県は、以下の場合、業務担当者の変更又は業務実施企業の変更を求めることができる。また、事業契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 事業者から業務改善計画書の提出がない場合

イ 業務改善計画書に定めた期間内に業務を改善・復旧できなかった場合

ウ 同一の事象に対して既に2回の改善勧告が出されているにもかかわらず、要求水準を達成できない場合

エ 本事業の実施に当たって重大な支障があると認められる場合

#### 4 支払の減額

##### (1) 支払の減額の基本的考え方

県は、事業者の実施する業務が要求水準を達成していないことを確認した場合は、事業者に改善勧告を行うと同時に減額ポイントを毎月計上する。計上された減額ポイントを加算し、3か月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス対価の減額を行う。

要求水準を達成していない場合とは、以下に示す状態と同等の事態をいう。

##### ア 重大な事象

施設利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある状態

##### イ 重大な事象以外の事象

アを除き、施設利用者が施設を利用することはできるが、明らかに利用者の利便性を欠く状態

各業務について、ア、イの状態となる基準は以下のとおりとする。

対象業務	①重大な事象	②重大な事象以外の事象
維持管理業務		
建物保守管理業務	防災計画の未整備 定期点検の未実施 故障等の状態の放置（もしくは県への修繕報告義務の未実施） 安全措置の不備による人身事故の発生 災害時の未稼動（火災等発生時において消防用設備等としての機能を果たさない事態の発生）等	建物保守管理業務の不備 業務報告の不備 関係者への連絡不備 等
建築設備保守管理業務	保全上必要な修理等の未実施（もしくは県への修繕報告義務の未実施） 法定点検，定期点検の未実施 安全措置の不備による人身事故の発生 災害時の消防設備等の未稼動（火災等発生時において消防用設備等としての機能を果たさない事態の発生） 故障等の状態の放置 等	保全上必要な修理等の不備 業務報告の不備 関係者への連絡不備 等
外構維持管理業務	保全上必要な修理等の未実施（もしくは県への修繕報告義務の未実施） 人身事故の発生 等	保全上必要な修理等の不備 業務報告の不備 関係者への連絡不備 等
清掃業務	日常清掃，定期清掃の未実施 等	日常清掃，定期清掃の不備 業務報告の不備 関係者への連絡不備 等

	警備業務	警備業務の未実施 等	警備業務の不備 業務報告の不備 関係者への連絡不備 等
	運営業務	運営業務の未実施 等	運営業務の不備 業務報告の不備 関係者への連絡不備 等

(2) 減額ポイントを加算しない場合

以下のア又はイに該当する場合には、減額ポイントを加算しない。

ア やむを得ないと県が認める原因により減額の対象となる事態が生じた場合で、かつ事前に県に連絡があった場合

イ 明らかに事業者の責めによらない原因によって減額の対象となる事態が生じた場合

(3) サービス対価に係る減額

ア 減額ポイント

基本減額ポイントの値は以下のとおりである。ただし、同じ原因で要求水準を満たしていない場合（再発の場合）、付与するポイントは基本減額ポイントに再発回数を乗じた数値とする。なお、再発回数は次の事業年度に持ち越さない。

レベル		基本減額ポイント
レベル1	重大な事象	20ポイント
レベル2	重大な事象以外の事象	3ポイント

イ 減額ポイントの支払額への反映

県は、定期モニタリング等により事業者の業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、減額ポイントを付与し、以下のとおり支払額へ反映するものとする。

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、県は事業者へ減額ポイントを通知する。

サービスの対価の支払に際しては、3か月分の減額ポイントの合計を計算し下表に従って対象業務のサービス対価を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を事業者へ通知する。なお、減額ポイントは対象となる業務区分ごとに計算し、減額も対象となる業務区分ごとに行う。

当該3ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の期間に持ち越さない。

事業者は、必要に応じ減額の対象となった業務について県に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申し立てを行うことができるものとする。

減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払が行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

$$(\text{減額金額}) = (\text{減額対象業務の直前3ヶ月分のサービス対価}) \times (\text{減額の割合})$$

3ヶ月の減額ポイント合計	減額率の方法	減額の幅
--------------	--------	------

20 ポイント未満	0%	0%
20 ポイント以上 60 ポイント未満	20 ポイントを越えて1 ポイントを越えるごとに0.5%減額	0.5%~20%
60 ポイント以上 100 ポイント未満	60 ポイントで20%減額。さらに60 ポイントを越えて、1 ポイントを越えるごとに1.0%減額	20%~60%
100 ポイント以上	—	60%

## 別紙 1 1 出資者保証書

平成 年 月 日

徳島県

徳島県知事

様

### 出資者保証書

徳島県（以下「県」という。）及び[事業者]（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された本事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、出資者である[ ]，[ ]及び[ ]（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとする。

#### 記

1. 事業者が、平成〇年〇月〇日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は[ ]株であり、うち、[ ]株を[ ]が、[ ]株を[ ]が、及び[ ]株を[ ]が、それぞれ保有していること。
3. 当社らは、県の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
4. 事業者が本事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を県に対して書面により通知し、県の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに県に対して提出すること。
5. 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、県の事前の書面による承諾を得

て行うこと。

(保証人)	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

## 別紙 1 2 付保すべき保険

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

### 1.建設期間

S P Cが行なう建設業務に関して、工事に起因する保険は選定事業者の責任とし、以下の保険を付保することとする。

#### (1) 建設工事保険（これに準じるものを含む。）

保険契約者	: 選定事業者または工事請負人等
保険の対象	: 本施設の建設工事
保険期間	: 工事開始日を始期とし、第二期施設引渡日を終期とする。
保険金額（補償額）	: 再調達価格相当額

※ 建設工事に係る請負金額相当額によることも可とする。

ただし、事業者の責めにより生じた県の損害について、当該保険の範囲を超えるものについては求償することになる。

補償する損害	: 火災及び水災害等を含む不測かつ突発的な事故による損害
その他	: 県を追加被保険者とする事。

#### (2) 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 選定事業者又は工事請負人等
保険期間	: 工事開始日を始期とし、第二期施設引渡日を終期とする。
てん補限度額（補償額）	: ・対人：1名あたり1億円，1事故あたり10億円以上 ・対物：1事故あたり1億円以上
補償する損害	: 本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	: 県を追加被保険者とする事。

選定事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく県に提示する。

選定事業者又は工事請負人等は、県の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

選定事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

## 2.維持管理，運営期間

### (1) 施設賠償責任保険

保険契約者	: 選定事業者
保険期間	: 維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。 (毎年度更新することでもよい。)
てん補限度額 (補償額)	: ・対人: 1 名あたり 1 億円, 1 事故あたり 1 億円以上 ・対物: 1 事故あたり 500 万円以上
補償する損害	: 本件施設の所有, 使用若しくは管理又は本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	: 県を追加被保険者とする。

なお，県は，維持管理・運営期間中，火災保険を付保する予定である。

### 前記各保険以外の保険

前記各保険以外に，事業者提案において事業者により付保することとされた保険については，原則として事業者提案に定めるところにより付保するものとし，変更する必要があるときは，あらかじめ県と協議しなければならない。なお，当該保険を付保したときは，その証券又はこれに代わるものの写しを，直ちに県に提出しなければならない。

## 別紙13 不可抗力事由・法令変更による追加費用又は損害の負担

### 1 不可抗力事由による追加費用又は損害の負担

#### (1) 本施設整備期間中

施設整備期間中に不可抗力が生じた場合、本施設整備業務に関して県若しくは事業者が負担した追加費用又は県、事業者若しくは第三者が被った損害に相当する金額が、別紙7記載のサービス対価A及びCの合計額の100分の1に相当する額までは事業者が負担し、100分の1を超える部分については県がこの超過部分を負担する。

#### (2) 維持管理期間中

維持管理期間中に不可抗力が生じた場合、維持管理業務又は運營業務に関して県若しくは事業者が負担した追加費用又は県、事業者もしくは第三者が被った損害に相当する金額が、別紙7記載のサービス対価Bの合計額の（ただし、第61条による物価変動に伴う改正を考慮し、かつ、第63条による減額を考慮しない金額とする。）の当該事業年度における年間の支払総額の100分の1に相当する額までは事業者が負担し、100分の1を超える部分については県が負担する。

### 2 法令変更による追加費用又は損害の負担

(1) ① 本件事業に類型적もしくは特別に影響を及ぼす法令変更又は消費税、消費税類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）により生じた追加費用及び損害については、県が負担する。

② ①で定める以外の法令変更により生じた追加費用及び損害については、事業者の負担とする。

(2) 法令の変更の解釈につき、県と事業者の間で疑義が生じた場合には、両者で協議する。

### 3 保険との関係

県、事業者又は第三者に追加費用又は損害が生じたことについて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は県が負担すべき額から控除し、事業者が負担する。

### 4 複数の事由が発生した場合の措置

法令変更、不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合の追加費用及び損害については、それぞれの発生事由ごとに負担金額を算出し、施設整備期間中においては同期間中の累計で、維持管理期間中においては当該事由が発生した事業年度中の累計で算出する。

## 別紙14 貸付契約書（案）

貸付人徳島県（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、徳島県行政財産（庁舎等）について、次のとおり賃貸借契約を締結した。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（庁舎等）

第2条 甲は、その所有する【別記1】記載の物件（以下「庁舎等」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、庁舎等を、〇〇〇〇〇として使用するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、【別記2】に記載するとおりとする。

（貸付料）

第5条 庁舎等の貸付料（以下「貸付料」という。）は、次のとおりとする。

平成〇〇年度年額 金〇〇〇, 〇〇〇円

2 前項の貸付料については、甲の定める貸付料算定基準【添付資料】に基づき算定した貸付料年額によるものとし、毎年度見直しを行なう。また、貸付料算定基準の変更があった場合は、変更後の貸付料算定基準に従う

（貸付料の支払）

第6条 乙は、貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入期限内に甲に支払わなければならない。

年 度	期別	納 付 期 限	納 期 限
平成〇〇年度	1 期		
	2 期		

（延滞金）

第7条 乙は、前条に定める納期限までに貸付料を支払わなかったときは、当該納期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、当該貸付料に対し、年14.5パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、庁舎等の価額が著しく上昇したとき又は甲が庁舎等につき特別の費用を負担することとなったときその他正当な理由があると認めるときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

(庁舎等の引渡し)

第9条 甲は、貸付期間の初日に庁舎等を乙に引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、この契約締結後、庁舎等に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、庁舎等の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第570条に規定する瑕疵担保責任を負うものとする。

(貸付料の減免)

第11条 乙は、庁舎等が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損した部分につき貸付料の減免を甲に請求することができる。

(事業計画等の変更)

第12条 乙は、第4条第1項に定める契約期間中に、やむを得ない事由により庁舎等貸付申請書に記載及び添付した利用計画又は事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする理由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(用途指定)

第13条 乙は、庁舎等を庁舎等貸付申請書に記載及び添付した利用計画及び事業計画（甲が前条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

(庁舎等の保全義務等)

- 第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって庁舎等の維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、庁舎等の利用に伴い第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たしたときは、乙に対して求償することができるものとする。
  - 3 乙は、その責めに帰すべき事由による庁舎等の損壊・汚損等による甲に対する賠償責任並びに前項による第三者に対する賠償責任及び甲の求償権を担保するため、この契約締結後2週間以内に、賠償責任保険に加入するものとする。
  - 4 前項に規定する保険の内容は、同項の目的を達成する上で十分なものでなければならない。
  - 5 乙は、第3項の規定により賠償責任保険に加入したときは、速やかに賠償責任保険証書の写しを甲に送付するものとする。

(転貸又は賃借権の譲渡)

- 第15条 乙は、庁舎等の転貸又は賃借権の譲渡をしてはならない。ただし、第13条による指定用途に基づき庁舎等を利用する上で必要やむを得ない場合であって、庁舎等の用途又は目的を妨げず、かつ、転貸又は賃借権の譲渡を受けようとする者が【別記3】に掲げる事項のいずれにも該当しない場合には、甲は転貸又は賃借権の譲渡を承認することができる。
- 2 乙は、前項ただし書きの場合の承認に係る申請をしようとするときは、別途甲が定める書類を添付した上で、甲に対し書面により申請するものとする。
  - 3 第1項ただし書きの場合においては、乙が連帯保証人となるものとする。
  - 4 第1項ただし書きの規定に基づき賃借権の譲渡を承認する場合には、賃借権の譲受人は甲と

乙との間の契約（以下「原契約」という。）における乙の地位を承継するものとして取り扱い、貸付期間は原契約における残期間とし、貸付料は原契約における金額とする。

（増改築）

第 16 条 庁舎等が建物である場合において、その増改築（庁舎等の維持・保存に係る行為を除く。）は、認めないものとする。ただし、第 13 条による指定用途に基づき庁舎等を利用する上で必要やむを得ない場合であって、庁舎等の用途又は目的を妨げず、かつ、軽微な変更である場合には、甲は増改築を承認することができる。

2 前項ただし書きの場合の承認に係る申請をしようとするときは、別途甲が定める書類を添付した上で、甲に対し書面により申請するものとする。

3 増改築に伴い借受人が拠出した必要費及び有益費については、償還しないものとする。

（実地調査等）

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

（1）第 6 条に定める貸付料の支払がないとき。

（2）前 4 条に定める義務に違反したとき。

（3）その他甲が必要と認めるとき。

（契約の解除）

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

（1）庁舎等借受申請書に添付の誓約書に記載の(ア)から(ケ)までのいずれかの事項に該当する等、当該誓約書の内容に、契約を継続しがたい虚偽の事実があることが判明したとき。

（2）乙が第 13 条の規定に違反して指定用途以外の用途に供した場合において、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを求めたにもかかわらず、当該期間内に指定用途に供しないとき。

（3）乙が第 15 条第 1 項の規定に違反して無断で転貸し、又は賃借権を譲渡したとき。

（4）乙が第 16 条第 1 項の規定に違反して無断で増改築を行ったとき。

（5）乙がその他貸付契約に定める義務に違反した場合において、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正に応じないとき。

（6）乙が庁舎等を必要としなくなったとき。

2 貸付期間中に、庁舎等の一部又は全部について、甲、国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する必要が生じた場合にも、前項と同様とする。

3 甲は、前項の解除をするときは、解除する日の 3 か月前までに、乙にその旨を通知するよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（庁舎等の返還）

第 19 条 乙は、この契約が終了する日（甲が第 4 条第 3 項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第 4 項ただし書きに規定する通知をした日から 6 月を経過した日）までに（前条第 1 項第 1 号ないし第 4 号の規定に基づきこの契約が解除された場合にあつては、直ちに）、甲の定める返還届書を甲に提出した上で、庁舎等を明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた庁舎等の損耗を除き、甲の指示により庁舎等を原状に回復した上で、甲の検査を受けなければならない。ただし、甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

3 返還後、乙が残置した物品については、その所有権を放棄したものとして、甲において、乙の負担でこれを処分しても異議がないものとする。

4 乙は、甲に対し、移転料、立退料等金銭上の請求その他の請求をすることができない。  
(滅失等の通知)

第 20 条 乙は、庁舎等の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(原状回復義務)

第 21 条 乙は、その責めに帰すべき事由により庁舎等を滅失又はき損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(違約金)

第 22 条 乙は、第 13 条ないし第 17 条に定める義務に違反したときは、違約金として当該年度の貸付料の 1 割に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第 24 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(貸付料の精算)

第 23 条 甲は、第 18 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合には、未経過期間に係る貸付料を返還するものとする。ただし、その額が 1,000 円未満の場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 24 条 乙は、その責めに帰すべき事由により庁舎等の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による庁舎等の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第 21 条の規定により当該庁舎等を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲が第 18 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号の規定によりこの契約を解除した場合において乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲にその賠償を請求できないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 25 条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第 18 条第 1 項の規定によりこの契約を解除された場合において、庁舎等を返還するときは、乙が庁舎等に支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対してその償還等の請求をすることができないものとする。

(費用負担)

第 26 条 庁舎等の貸付けに伴う電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費については、乙において負担するものとする。

2 第 14 条第 3 項の規定により支出する費用その他庁舎等を借り受けるに当たり必要となる一切の費用は、民法第 606 条第 1 項の規定にかかわらず、すべて乙において負担するものとし、甲に対してその償還等の請求をすることができないものとする。

(連帯保証人)

第 27 条 連帯保証人は、この契約を承認し、この契約による甲に対する乙の責務について乙と連帯してその履行の責めに任ずるものとする。

(疑義等の決定)

第 28 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 この契約に関する訴訟は、徳島県庁の所在地を管轄する徳島地方裁判所に提訴するものとする。

(強制執行の認諾)

第 30 条 乙及び連帯保証人は、この契約により甲に対して負担する貸付料、延滞金、その他甲に対して負担する金銭債務につき、甲が相当の期間を定めて催促したにもかかわらず履行しないときは、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 22 条第 5 号の規定に基づき、直ちに強制執行に服することを認諾する。

(PFI 事業契約との関係)

第 31 条 甲と乙とで締結した徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合、本契約は当該事業契約の終了と同時に終了するものとする。

乙及び連帯保証人は、以上の各条項について、甲から書面の交付による説明を受けた上で、その内容に同意した。

そこで、この契約の締結を証するため、契約書 3 通を作成し、甲乙及び連帯保証人の 3 者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 徳 島 県  
徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

乙 住所

氏名

連帯保証人

住所

【別記 1】

貸付対象物件（「庁舎等」）の表示（第 2 条関係）	
庁舎等の所在地	
庁舎等の構造	
貸付部分の位置	（別添図面のとおり）
貸付部分の面積	m <sup>2</sup> （合築の場合は建物の面積案分により算出）

【別記 2】

契約期間（第 4 条第 1 項関係）
平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

【別記 3】

<p>転貸又は賃借権の譲渡の相手方の資格（第 15 条第 1 項関係）</p> <p>※ 次のいずれかに該当する者に対しては、転貸又は賃借権を譲渡することはできません。</p> <p>① 庁舎等を多人数で占有すること等により、廊下等の通行障害を招くおそれがある者</p> <p>② 電気、水道等を大量に使用し、建物全体への安定供給に支障をきたす者</p> <p>③ 庁舎等のセキュリティ対策上問題があると認められる者</p> <p>④ 県の行政上の目的と相反する目的のために利用しようとする者</p> <p>⑤ 県に対する誤解又は批判並びに県民、来庁者等の不安を招くおそれがある言動を伴う者</p> <p>⑥ 庁舎等において、政治団体等としての業務、宗教に関連した事業等を行おうとする者</p> <p>⑦ 庁舎等管理規則第 14 条各号に定める禁止行為を行うおそれがあると認められる者</p> <p>⑧ 貸付契約を遵守し、庁舎等を適正に管理する上で不相当と認められる者。具体的には、次に掲げる者等をいう。</p> <p>(ア) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその役職員又は構成員</p> <p>(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>(ウ) (イ)に掲げる者の統制下にある団体又は暴力団員等が役員となっている団体</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者から委託を受けた者（再委託を受けた者を含む。）</p> <p>(オ) 政令第 167 条の 4 の規定に該当する者</p> <p>(カ) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(キ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、当該申立てがなされている者であっても、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(ク) 公有財産の使用許可又は貸付け等を受け、その際、使用許可を取り消され、又は契約違反を行ったことのある者</p> <p>(ケ) 本県の県税又はその延滞金を滞納している者</p>
---

⑨ その他貸付財産が行政財産であることに鑑み、貸付けの相手方として不相当であると認められる者

## 【添付資料】貸付料算定基準

管第1267号

平成22年2月16日

企画総務部長通知

### ○普通財産（土地・建物）貸付料算定基準について

#### 第1 趣旨

平成22年度及び平成23年度の普通財産（土地・建物）貸付料の算定については、平成16年1月6日付け管第667号企画総務部長通知の普通財産（土地・建物）貸付料の算定基準の期間を再度延長し、準用するものとする。

#### 第2 土地貸付料

##### 1 基準貸付料

次の算式により算定した額をもって基準貸付料年額とする。

##### (1)住宅用として使用する場合

貸付期間の初日の属する年の前年度の相続税課税標準価格×3/100

##### (2)その他の場合

貸付期間の初日の属する年の前年度の相続税課税標準価格×3.7/100

(3)上記(1)又は(2)において、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めるところにより、消費税が課される場合においては、当該金額に1.05を乗じて得た額とする。

##### 2 適用区分

平成21年度末に契約期間が満了し引き続き契約を更新するもの及び平成22年度以降の新規貸付に適用する。

##### 3 調整措置

##### (1)継続貸付

ア 平成21年度末で契約期間満了のもの

(ア) 基準貸付料年額が従前の貸付料年額を超える場合は、第1年次及び第2年次の各年次において、基準貸付料年額に達するまで、毎年次その前年次の貸付料年額に対し1.05倍を乗じて調整した額をもって、各年次の貸付料年額とする。

(イ) 基準貸付料年額が従前の貸付料年額以下である場合は、第1年次及び第2年次の各年次において、基準貸付料年額に達するまで、毎年次その前年次の貸付料年額に対し0.95倍を乗じて調整した額をもって、各年次の貸付料年額とする。

(ウ) 貸付面積に変更が生じる場合は、変更後の面積に仮の平成21年度の貸付料を算定した上で、上記(ア)又は(イ)の調整を行うこととする。

イ 平成22年度で契約期間満了のもの

前記アの規定を準用する。

##### (2)新規貸付

当該年度の基準貸付料による。

貸付料の適用期間は平成23年度末までとする。

##### 4 特例措置

この基準により処理することが適当でないと認められる特別の事情があるときは、別途決裁を得て貸付料を定めることができる。

### 第3 建物貸付料

#### 1 基準貸付料

(1)貸付期間の初日の属する年度の4月1日現在の建物評価額に100分の12を乗じて得た額に当該建物の敷地に係る土地貸付料相当額を加算した額を基準貸付料年額とする。

(2)(1)の土地貸付料相当額は、次に定める額とする。

#### ア 県有地の上にある建物の場合

当該土地について算定した基準貸付料の額

#### イ 借地の上にある建物の場合

当該土地の所有者に対して県が支払うべき地代年額相当額

(3)上記(1)において、消費税が課される場合には、当該金額に1.05を乗じて得た額とする。

#### 2 準用規定

建物貸付料の適用区分、調整措置、特例措置については、第2土地貸付料の規定を準用する。

### 第4 電線、電柱その他工作物及びその付属設備の設置のための貸付料

徳島県行政財産使用料規則（昭和54年徳島県規則第10号）の規定を準用するものとする。

## 別紙

### 普通財産（土地・建物）貸付料算定基準の運用上の留意事項

#### 1 土地貸付料の基準貸付料の算定について

##### (1)貸付地の用途区分

ア 「住宅用」とは、生活の本拠（借受人以外の者の生活の本拠を含む。）としての住宅の敷地の用に供する場合をいう。ただし、次に該当する場合は、「その他」として取り扱うものとする。

(ア) 営利法人の社宅、従業員宿舎の用に供する場合

(イ) その他知事が「住宅用」として取り扱うことを不相当と認める場合

イ 「その他の場合」とは、「住宅用」以外の用途に供する場合をいう。

##### (2)消費税の取扱い

「消費税が課される場合」とは、次のような場合をいう。

ア 施設の利用に伴う土地の貸付け

土地の貸付というよりも、施設（グラウンド、駐車場、建物とその敷地の貸付け）の利用とみなされる場合

イ 短期間の貸付け

貸付期間が1月未満の場合

#### 2 建物貸付料の基準貸付料の算定について

##### (1)住宅用の貸付け

「住宅用の貸付け」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分の貸付けをいい、当該貸付けに係る契約において、人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。

##### (2)消費税の取扱い

「消費税が課される場合」とは、次のような場合をいう。

ア 住宅用以外の用途で貸付ける場合

イ 住宅用の貸付けで、貸付期間が1月未満の場合

—

## 別紙 15 保証書

徳島県  
徳島県知事 様

### 保証書(案)

請負人等（以下「保証人」という。）は、徳島県〇〇事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が徳島県（以下「県」という。）との間で、平成 22 年〇月〇日付けで締結した本件事業に関する契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第 1 条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

#### （保証）

第 1 条 保証人は、事業契約第 2 8 条第 1 4 項、第 3 6 条第 5 項に基づく事業者の県に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

#### （通知義務）

第 2 条 県は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更される。

#### （履行の請求）

第 3 条 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上決定する。

3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

#### （求償権の行使）

第 4 条 保証人は、事業契約に基づく事業者の県に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはなら

ない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、徳島地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を県に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

(保証人)	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

## 別紙 1 6 第一期施設, 第二期施設概要

### 第一期施設

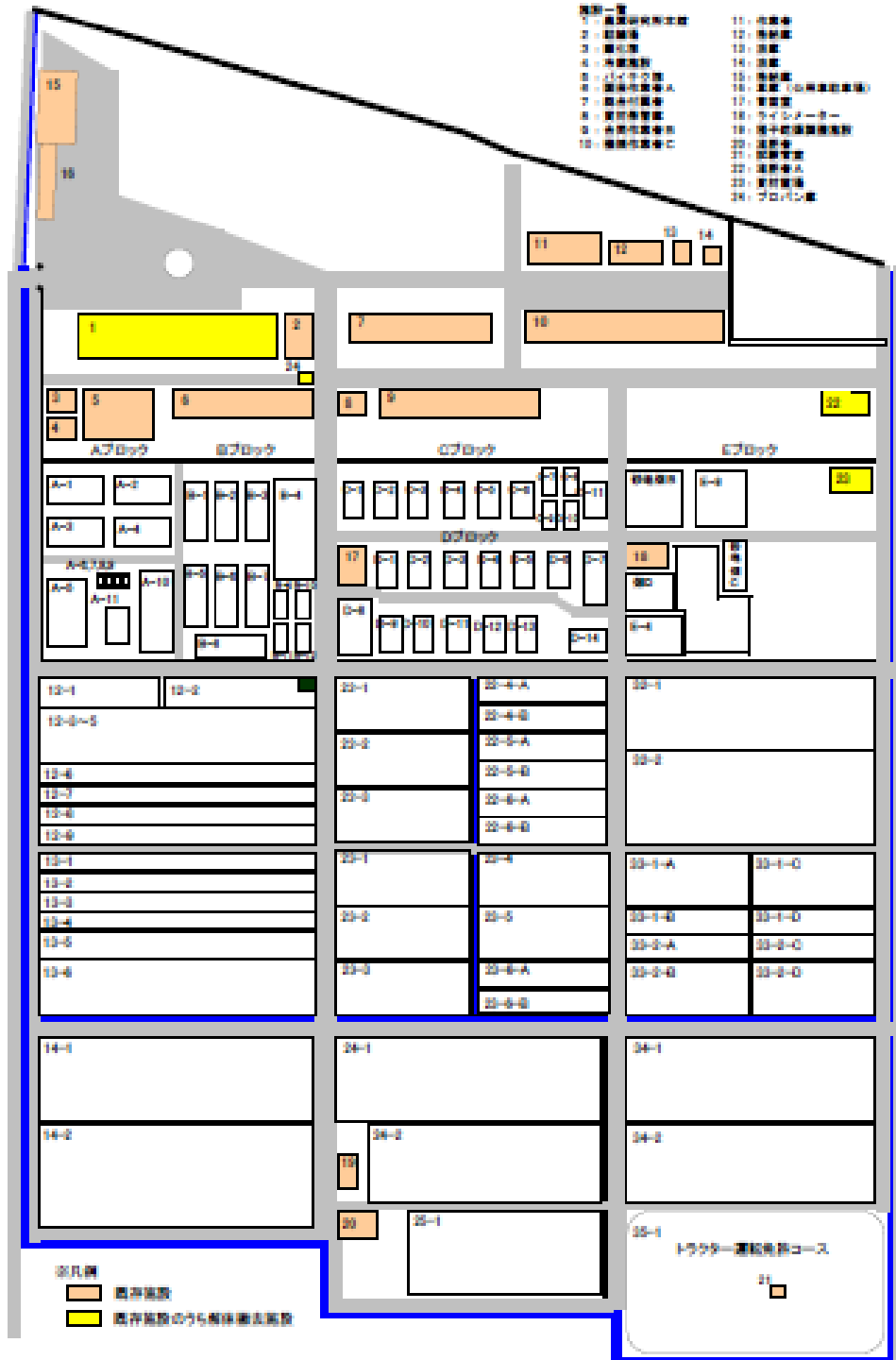
本館施設等をいい, 具体的には事業者の提案により特定する。

### 第二期施設

作業舎等をいい, 具体的には事業者の提案により特定する。

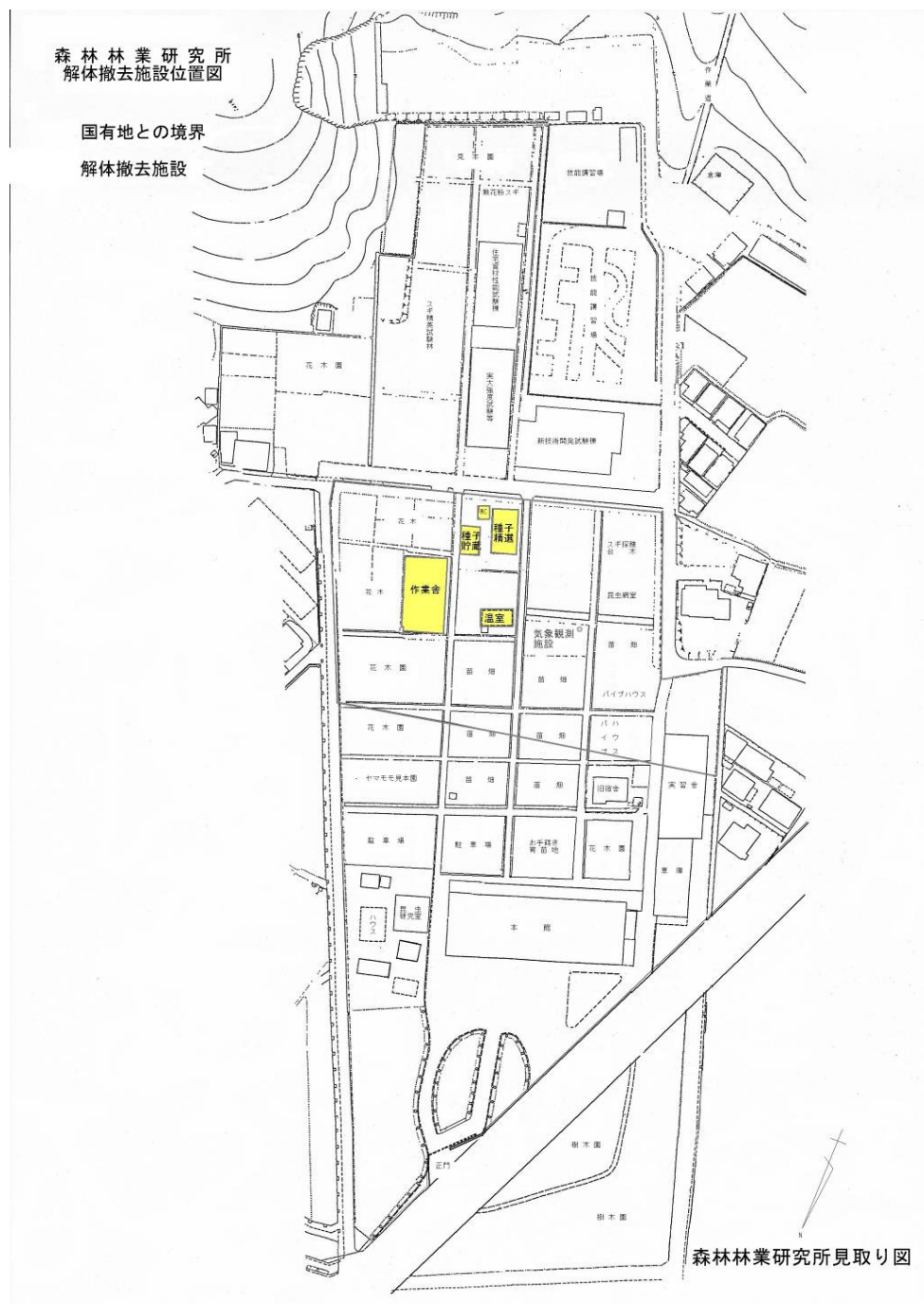
# 別紙 1 7 解体施設概要

## 敷地内解体施設



- ・ 農業研究所本館
- ・ 堆肥舎 A
- ・ 資材置場
- ・ プロパン庫

敷地外解体施設



- ・ 作業舎（うち倉庫等）
- ・ 球果感想精選室
- ・ 種子貯蔵室
- ・ ガラス温室
- ・ 便所
- ・ 気象観測施設